

平成29年第3回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成29年9月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時28分

◎出席議員（17名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 相馬正典 | 2番 | 小堀道和 |
| 3番 | 滝口貴史 | 4番 | 矢板清枝 |
| 5番 | 望月千登勢 | 6番 | 田島信二 |
| 8番 | 渋井由放 | 9番 | 久保居光一郎 |
| 10番 | 渡辺健寿 | 11番 | 高德正治 |
| 12番 | 佐藤昇市 | 13番 | 沼田邦彦 |
| 14番 | 樋山隆四郎 | 15番 | 中山五男 |
| 16番 | 高田悦男 | 17番 | 小森幸雄 |
| 18番 | 平塚英教 | | |

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

| | |
|---------------|-------|
| 市長 | 大谷範雄 |
| 副市長 | 國井豊 |
| 教育長 | 田代和義 |
| 会計管理者兼会計課長 | 滝田勝幸 |
| 総合政策課長 | 両方裕 |
| まちづくり課長 | 佐藤博樹 |
| 総務課長 | 福田守 |
| 税務課長 | 水上和明 |
| 市民課長 | 佐藤加代子 |
| 福祉事務所長兼健康福祉課長 | 稲葉節子 |
| こども課長 | 神野久志 |
| 農政課長 | 菊池義夫 |
| 商工観光課長 | 石川浩 |
| 環境課長 | 薄井時夫 |

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長
代表監査委員

小田倉 浩
佐藤 光明
岩附 利克
柳田 啓之
糸井 美智子
瀧田 晴夫

◎事務局職員出席者

事務局長
書記
書記

水沼 透
菊地 静夫
塩野目 庸子

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第12号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について（市長提出）
- 日程 第 7 選挙第 1 号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について（議長提出）
- 日程 第 8 発議第 1 号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について（委員長提出）
- 日程 第 9 議案第 7 号 那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第10 議案第10号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 8 号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 9 号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 1 号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 2 号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 3 号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 4 号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算

- (第1号)について(市長提出)
- 日程 第18 議案第 5号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算
(第1号)について(市長提出)
- 日程 第19 議案第 6号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第1
号)について(市長提出)
- 日程 第20 議案第14号 平成28年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について(市長提出)
- 日程 第21 認定第 1号 平成28年度那須烏山市一般会計決算の認定について
(市長提出)
- 日程 第22 認定第 2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認
定について(市長提出)
- 日程 第23 認定第 3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定
について(市長提出)
- 日程 第24 認定第 4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の
認定について(市長提出)
- 日程 第25 認定第 5号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定に
ついて(市長提出)
- 日程 第26 認定第 6号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算
の認定について(市長提出)
- 日程 第27 認定第 7号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定
について(市長提出)
- 日程 第28 認定第 8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認
定について(市長提出)
- 日程 第29 認定第 9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計決算の認定につい
て(市長提出)
- 日程 第30 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)
- 日程 第31 意見書案第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める
意見書の提出について(議員提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渡辺健寿） おはようございます。

ただいま出席している議員は17名全員です。定足数に達しておりますので、平成29年第3回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

なお、傍聴席には、早朝より足を運んでいただき、感謝申し上げます。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。7番川俣純子議員から、一身上の都合により平成29年8月31日をもって議員を辞職したい旨の願い出がありました。地方自治法第126条の規定に基づき、これを許可しましたので御報告いたします。

また、地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めておりますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月29日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（渡辺健寿） ここで、市長の挨拶とあわせ行政報告を求めます。

大谷範雄市長。

[市長 大谷範雄 登壇 挨拶]

○市長（大谷範雄） 皆様、おはようございます。平成29年第3回那須烏山市議会9月定例会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、報告案2件、補正予算案6件、条例案5件、人事案2件、議決案1件、認定案9件、計25議案を上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意務めてまいりますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げます。

ここで、主なものにつきまして行政報告をさせていただきます。夏の風物詩ともなっております恒例、山あげ祭、いかんべ祭が開催され、県内外から多くの観光客が本市を訪れました。ことしの山あげ祭につきましては、烏山の山あげ行事がユネスコ無形文化遺産への登録後初の祭典でもありましたことから、昨年からのPR効果やおもてなしの充実といたしまして、シャトルバスの運行、イートスペースの拡充、駐車場の確保などに努めた結果、昨年を上回る

12万人の来場者があり、盛大に実施することができました。

また、いかんべ祭につきましても、今年度は実行委員会で慎重に検討した結果、花火を中心としたイベントを開催いたしました。約1万人の来場者により盛況をおさめることができ、大変うれしく思っております。

これらの祭りが成功に終わりましたことも、実行委員会を初めといたしまして、議員各位、関係機関の皆様による御支援、御協力の賜物と、この場をおかりいたしまして心より御礼を申し上げる次第であります。

一方、7月から8月の中旬には、景観形成作物モデル事業といたしまして、農事組合法人ファームあらなんに委託をして植栽をいたしました小埸駅周辺のヒマワリが開花し、夏場の観光スポットの1つとなっております。この事業を推進していくために写真コンテストを開催し、多くの方が参加され、ヒマワリ畑のPRに大きく貢献することができました。なお、応募いただきました写真につきましては、9月7日から9月15日までの期間は南那須庁舎玄関ホールに、9月20日から29日までの期間は南那須図書館展示ホールに展示しておりますので、議員各位にもぜひごらんいただきたいと存じます。

また、7月26日には、市の農林水産特産物認証制度により、第1号といたしまして認定させていただきました中山かぼちゃの出荷が始まりました。平成29年度産の中山かぼちゃにつきましては、交配時期の天候不良から生育がおくれておりましたが、好天による十分な日照により生育し、立派な中山かぼちゃとして販売が行われております。今後も本市の地域資源であります中山かぼちゃのブランド力向上に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

さて、7月から8月にかけては、線状降雨帯や台風の影響により、日本各地で甚大な被害が発生いたしております。亡くなられた方、被害に遭われました皆様方には改めてお悔やみを申し上げ、また、お見舞いを申し上げる次第でございます。安全安心なまちづくりの必要性和防災・減災の重要性を強く感じているところであります。これからも台風が多く発生する季節でもありますので、市民の安全確保を第一に考え、全庁体制で防災対策に努めてまいりますので、議員各位におかれましても御協力をお願い申し上げたいと思います。

結びになります。今期定例会におきまして慎重審議を賜りますことを重ねてお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渡辺健寿） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会

議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

4番 矢板清枝議員

5番 望月千登勢議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渡辺健寿） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月15日までの11日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会議日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（渡辺健寿） 日程第3 報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、農業公社の平成28年度経営状況説明書が提出されましたので、報告をするものでございます。

農業公社は、一般財団法人といたしまして、市が定めます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や地元自治会の要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的といたしまして、農地利用集積円滑化事業を初め農作業受委託事業、防除航空散布受託事業、飼料用稲WCS供給事業を主な事業として取り組んでお

ります。

今般の農業情勢は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足等に伴い、ますます農業生産力が低下している状況にあります。このような状況下におきまして、本年4月には別法人格の株式会社アグリ那須烏山を設立し、地域の担い手への農地利用集積の推進、担い手の育成・確保等の公益法人としての農業公社と、農作業受委託事業等における収益法人としてのアグリ那須烏山との役割の明確化を図り、さまざまな農業の諸問題を解消するための多様な担い手といたしまして、さらには地域活性化を担う組織といたしまして、農家の受け皿となる大きな役割を果たしております。

現在の財政状況は、主要事業の成果により安定的な方向に向かっておりまして、さらなる経営努力が求められているところであります。特に平成23年度から取り組んでおります飼料用稲WCSの供給事業は順調であります。さらなる高品質な生産供給の維持、作付面積拡大の取り組み、転作田の有効活用の推進、食料自給率向上への対応等を目指した安定的な経営の展開を図っているところでございます。

詳細につきましては農政課長から説明をさせますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 命によりまして、一般財団法人那須烏山市農業公社経営状況説明書の補足説明をさせていただきます。

平成28年度の事業報告及び財務諸表につきましては、資料に沿って御説明いたします。

まず、1ページをお開きいただきたいと思います。農業公社の事業概要につきましては、10項目の事業がございます。この中から主な事業実績について報告させていただきます。

初めに、2番の農作業受委託推進事業についてであります。水稻関係の受託が主でございますが、内容は2ページにかけて記載してございます。表中のとおり、田植え関連作業が実施面積8.5ヘクタール、刈り取り作業17.1ヘクタールの実績でございました。

次に、3ページになります。7番の無人ヘリコプターによる農薬散布事業であります。那須烏山市農作物病虫害防除協議会から委託を受け、水稻、麦、大豆を対象に実施しております。水稻の散布につきましては、表中のとおり南那須地区674.8ヘクタール、烏山地区652.2ヘクタール、合計1,327ヘクタールでありました。また、麦につきましては27.3ヘクタール、大豆につきましては7.1ヘクタールと、水稻と合わせますと1,361.4ヘクタールの実績がございました。

次に、8番の飼料用稲WCS供給事業でございます。市長の説明にもございましたが、平成

23年度から本格的に取り組んでおります。毎年実績を重ねてまいりました。ことしは面積で34.5ヘクタール、販売数2,833個でございました。これらは管内の畜産農家等へ販売いたしております。

4ページから5ページにつきましては、主たる会議、役員、事務局等の記載がございますので、ごらんいただければと思います。

次に、財務諸表についてでございます。法人会計基準の改正によりまして、必要な書類の貸借対照表、正味財産増減計算書が7ページ以降に記載しております。農業公社の財務状況につきましては、11ページ中ほどにございます、ごらんいただきたいと思っております、経営収益計5,179万6,665円。次の12ページの下から3段目でございます経常費用計5,388万5,435円。最後の行でございますが、当期経常増減額マイナス208万8,770円でございます。詳細等については、ごらんいただければと思います。

平成28年決算におきましては、今申し上げた赤字の部分がございますが、その主な理由でございます。WCSの売り上げの一部が平成29年度で販売となっておりますので、個数といたしますと786個、売上金として213万8,000円になりますが、これらが29年度の販売で収入になるということで、マイナスでございます。この売り上げを考慮しますと、このマイナス200万円については、ほぼ解消すると考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 農業公社の平成28年度の事業報告ということでございます。今、担当課長から説明がありましたので、おおむね理解はしておりますが、12ページにありますように、当期経常増減額が200万円減ということでございまして、これは今ありましたように、平成29年度に送ってそのWCSを販売したものが200万円を超えているので、それを含めればおおむねとんとんであると、こういう説明だと思うんですけども、しかしその中身を見ても、農作業の受委託推進事業の収益が前年対比100万円、また、航空散布の受託事業収益も100万円減になっております。やはり農業公社としての事業推進を図る以上、この辺については拡大をしていくような対策というのか、そういうものが求められるのではないかなと思うんですが、その辺の考え方について説明を求めます。

また、13ページでございますが、当期一般正味財産増減額というのが207万8,771円発生しておりますので、減ということで、これがこの一番下の正味財産期末残高の

207万8,771円減と一致しておりますけども、これらについてももう一度、御説明をいただければなど、このように思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の農作業受委託推進事業の決算における減額でございますが、これらは平成27年度の申し込み者の関係が、大規模の面積が2件ほどございました。それが結構7ヘクタールを超える受託がございました。その分が28年度なかったという部分があります。直接的にはそういう面積の受託でございますが、当然、今後も受託作業はふえてくると予想しておりますので、体制に努めてまいりたいと思います。

2点目の無人ヘリコプターの航空散布の件でございますが、水稻の苗箱に箱処理剤というのを今、散布しておりますので、そういった関係で2回散布を希望していた方が1回散布になったという部分が直接的に減額の要因ではないかなと分析いたしました。

3点目の13ページ、正味財産の残高等でございますが、28年度決算ではマイナス207万8,000円でございます。この分につきましては、この決算書から申し上げますと、財産の農業公社は出資金、3,000万円でございます。それにあわせて償却資産に引き当てる金額、この後にも出てまいります、ページでは16ページにございますが、減価償却の引当資産も約1,900万円という部分も考慮し、最終的には正味財産期末は一番下の段の5,820万6,547円というふうな残高になるわけでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚議員。

○18番（平塚英教） そういうことですが、これから農業をめぐる問題がますます自己責任というような形で厳しくなっていく状況にあるわけでございます。しかもさきの全員協議会でも何人かの議員からも出ましたように、どんどん請け負って農業をやっている方が高齢化しておりますし、農産物についても価格がなかなか伸びないと、こういうような状況で、本当に本市の農業をめぐる情勢が厳しくなっている、こういう状況の中で、市の農業公社の果たす役割というのは今まで以上に重要性を増してくるのではないかなというふうに思われるところでございます。

そういう意味で、そんなにもうけを目指さなくてもいいんですが、できる限り赤字を生まないような健全経営を努めていただきたいなというふうに思うんですけども、今後の進め方についてはどんなふうに考えておりますでしょうか。

また、13ページについては、恐らく減価償却を見込んでのこういう正味財産残高になっているのかなというふうにお見受けしたんですが、そういうものも含めて、今後の農業公社のあり方についてはどんなふうに考えているのか御説明いただきたいと、このように思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、議員のほうから御意見いただきました件でございますが、市の農業公社の役割というのは今後、重要でございます。そういった意味で、先ほど提案にもございました4月1日付で株式会社アグリ那須烏山を設立いたしました。これは農作業の受委託が今後ますます増大するという部分もございます。それらが今までも中心として実施してまいりましたけども、この株式会社を設立したことで、耕作権が取得できます。そういった意味では、農地の借り受け、耕作等、柔軟な農業経営が農業公社としても可能になります。今まで以上に多様な農業経営の参画ができる環境ができていくのではないかなというふうに思っています。

今後は、この体制づくり、いわゆる集落と話し合いのもとに、仕組みづくりに取り組んでまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。ほかにございましたら。

14番樋山隆四郎議員。

○14番（樋山隆四郎） 農業公社の問題とアグリ那須烏山という、この2つの会社、公社とそれから企業というのが並列してあるわけですが、これから問題になっていくのが、受託したところに対する農作物の被害なんです。これは今、イノシシの被害が大変、ことしもそうでしょう。これからますますふえてくる。こういうものに関しては、農業公社なのか、あるいは市の行政なのか、あるいは新しくつくったアグリか、こういう、どういうところの組織がこの問題に対して対応をするのか、その辺を質問いたします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今の樋山議員の質問でございますが、非常に今後、危惧される問題でございます。農作物の被害につきましては、イノシシ被害が一番大きな今、問題でございます。年間でも300頭近くの捕獲がされております。今後ますますふえていくというふうに予想しております。

そういった中で、当然、那珂川町、隣接の首長と連携して、来年度はイノシシの捕獲等に関しては実施主体というところを設立して、捕獲に積極的に取り組んでまいりたいでございます。これは行政、それから猟友会等々でございますが、当然、農作物を管理する農業公社、株式会社も、当然JAも含めて、やはり解決策を見出さなきゃいけないというふうにも思っております。どういうふうな手段で、手法でというのはまだ検討中でございますが、関係機関、連携して農作物の被害には対応してまいりたいと思います。

また、9月は台風シーズンでもございます。農地の畦畔等も含め、かなりの豪雨で昨年も被害を受けました。この辺も含めて、健全な耕地の確保等も含めて、関係機関と連携をとりたいと

いうふうに思っております。

当然、株式会社になったアグリも非常にフットワークが出るとお思いますので、そういった意味では、主たる部分は受委託作業、水稻関係になってまいるとは思いますが、その辺も含めて検討させていただきたいと思っております。お答えになるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひします。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山議員。

○14番（樋山隆四郎） それはなぜかという、行政、あるいは公社、あるいは農協、アグリ、新しい株式会社、これが連携してやるのはいいんですが、しっかりした目標を立てないと、ただ連携します、全体でやります、それじゃ誰が責任をとるんだと。こういうところにこういう被害が出てきたらば、そこを重点的にこれからはどういうふうにするんだ、こういうものも、電気柵の問題から始まって、わなの問題、猟友会、本気になって考えないと、これからはそういう被害があちこちに出てくる。もう既に向田あたりも田んぼに入ってきている。市貝あたりはもっとひどい。

そういうことを考えると、那須烏山の木須、小木須、こういうところでももうこれはもうずっと前からそういう被害が出て、個人に任せるんじゃないで、行政がしっかりした目標を持ってやらなければ、ただ連携します、どうしますというんじゃないで、しっかりした目標を持ってやらなければ、これからの対応にはならないと、そういうふうで考えるので、その辺のところをしっかりと、早く言えば協議してやるというような大きな目標をまず持つ。それを実現するということが大切ではないのかと私は思います。

どういうふうな考えでいるのか、その辺のところの具体的な問題ももし考えがあれば説明をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） この場でどういう対策かという具体的な部分はないんですが、私の考えている部分で、1つ農作物の被害でありますイノシシ対策を例に挙げれば、やはり当然きれいごとでは環境をよくするしかないと思ひます。地域の環境をよくする。そのためには、やはり地域の協力がなければできませんし、地域の話し合いがなければ前に進まないと思ひます。ただ猟友会が駆けずり回って対策しても、捕獲したとしても、なかなか減る要因がありません。

ですから今、私、考えていますのは、転作の大きな大転換を来年度、迎えますし、ますます耕作放棄地も増大しております。そういったものとやはり同じ課題を集落と一緒に話し合いをしていかなきゃいけないんだと思ひますので、そういう考えでおりますので、御理解いただきたいと思ひます。

○議長（渡辺健寿） 14番樋山議員。

○14番（樋山隆四郎） それは課長の考えはわかるんですが、そうしたらば、早く言えばその連携と、農協であるとか行政であるとか猟友会であるとか、あるいは株式会社であるとか、こういうものがどういうふうな会合を今まで持って、これから持って、そして対策を考えるとというような方法をとらないと、ただ連携します、連携しますでは、いつまでたっても物事は進まない。そして被害が拡大すると。

それと先ほど課長が言ったように、耕作放棄地、これ来年度からもっと出ます。これはもうなぜかといったらば、減反、これがなくなるわけだから。そういうふうになると、これは大変な問題が出てくるんですよ。ですから私は、その被害の問題と、減反の問題、これが廃止になったとき、どういうふうな対応をするのかと。農業公社だってそうなったらば受託だってふえてくるはずですよ。そういうものに対応するにはどういうふうにするか、今から考えていなければ間に合わない。

私はいつも先々のことを言うけど、「樋山、いつもそんなこと言ったってわけがわかんねえじゃねえか」と言われるけど、現実問題として来年にはそういう問題が起こってくるわけだから、3者なり4者なりが協議をして、鳥獣対策、あるいは減反に対する対策というものをしっかり農政課が指導しなければだめだというふうに私は思っております。ここまで言ったから、別に答弁はいいですよ。そういうこと。

以上です。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 2点ほど質問いたします。この農業公社の経営状況につきましては、過日の全員協議会の中で説明を受け、また質問もしたところではありますが、さらにこの内容を見たところ、2点ほど疑問を生じたところがあるものですから、質問を申し上げます。

まず1点は、ふれあい農園ですね。これはここでは農園収入が5万2千3,372円ほどあるんですが、ならばこれに対して公社としての支出、何か支出はなかったのでしょうか。収入だけで支出がないというのはおかしいなと思ひまして、これを1点お伺いします。

それと、課長、もう一点、これは事前に通告していないで申しわけないんですが、17ページを開いていただきたいと思ひます。よろしいですか。ここに固定資産の取得価格、減価償却の一覧表があります。これ見ますと、1区画6,875万5,000円、そのうち80%相当額がもう減価償却をしているんですね。この右側を見ても、当期末残高、これが1円というのが7台もありまして、それ以外も相当古くなっているわけなんですけど、将来、これらの機械の買い換えについての資金計画からして、公社の財政に不安はないのでしょうか。ちょっとこの辺

のところを私、心配したものですから、質問申し上げます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、中山議員からの御質問でございますが、まず1点目の市民ふれあい農園の収支でございますが、記載には歳入、市のほうからの指定管理料ということで41万一千何がございます。あわせて現在貸している農園の入園料が11万2,000円とございます。支出は、収支のほうの貸借対照表、総合計でございますが、支出の合計が69万8,214円になります。

御存じのとおり、ふれあい農園の一角に観光いちご園とパン屋さんがございます。それらの使用も、水道料が一本でございますので、それらを折半しております。使った分に対して水道料をいただいておりますが、支払いの際に相殺しているということを公社から聞きましたので、その金額が、福祉会といちご園のほうからいただいている水道料が雑収入として17万三千何がございます。そうしますと、歳入の指定管理料、入園料、今の水道料の雑収を合わせますと、収入で69万六千何がしてございます。支出が、今申し上げた69万8,000円ということで、農園管理料についてはとんとんというふうに御理解いただきたいと思っております。

2点目の減価償却の関係でございますが、先ほど説明いたしました減価償却の引当金が現在、16ページになりますが、1,945万6,000円ほどになっております。当然、機械が1円の減価償却の機械がほとんどになってきています。平成29年度、今年度補助事業を活用いたしまして、WCSの機械の買いかえが予定されております。決定いただきましたので、それらの買いかえをまず早急に対応するというので今、進めております。そのほか、田植え機、コンバイン等、そういったものも今申し上げた引当金等を活用しながら対応していくというふうに聞いております。

以上でございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにありましたら。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 私は、2ページの4番、認定農業者云々というところで、（1）那須烏山市担い手育成支援協議会と、こういうものを開いてやっているそうなんです、その担い手育成、これは非常に重要だというようなことで、皆さん今、意見が出ましたけれども、どのようなメンバーで、どのようなことを……、どのようなことというか、上に書いてある助言指導、書類の作成等の支援を行ったというようなことと、この担い手の支援協議会というの何かマッチングというか、頭の中でうまく整理が個人的にできないなというようなことで、御説

明をいただければなというふうに思います。

あともう一つが、15ページになるんですけども、15ページのところにコンバインの売却益というのがありまして、9,999円になっておるんですが、多分、今、同僚議員がちょっとお話ししましたが、1円の残存、残高というんですかね、当期末残高があつて、1万円で売ったので、多分9,999円が売却益が出たよというような内容ではないのかなと思うんですが、どのような方法で、どこへ売却をしたのかということですね。

あともう一点が、企業の会計では、通常は在庫があれば在庫を計上すると。するとWCSは平成29年度に売ったんだよといっても、28年度に在庫として存在すると。それを入れると、28年度の決算にちょうどプラマイゼロなり、プラス幾らかなりと、こういうふうになるのではないのかなと思うんですけども、これ、きちんとしたことでやっているの、問題はないと思うんですが、もしそういうふうなものができるとすれば、年度、年度でわかりやすい決算になるのではないのかなと、このように思うんですけども、その以上3点について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の担い手協議会でございますが、役割といたしましては、認定農業者、約200名近く市内にありますが、その認定農業者は5カ年の農業経営計画を市長宛てに出されます。その審議機関ということで、担い手協が1つ役割を担っておりまして、どういうメンバーかと申しますと、農政課、私が会長としまして、担当、それから農業委員会事務局職員、それからJAの営農部の担当、それから共済組合の担当、県の農業振興事務所の担当ということで、それぞれ当て職で委嘱をしております。

そういった方が、今言った農業経営の農家に対する審議をいたし、5年間で切れる方はまたその再設定の審議、それから新規で認定農業者になろうとする方の審議、そういった審査等を担い手協で担っているというふうな役割をしております。

2点目の、15ページの9,999円でございますが、公社のほうからは、この売却は農協のほうに売ってございます。もともと農協から買ったものでございますので、農協のほうに売却したというふうに報告を受けております。

3点目のWCSの在庫関係でございますが、先ほど赤字の部分でマイナスの部分、平成29年度で販売したということで、最終的には赤字、とんとんだというふうに御説明申し上げました。この在庫の管理等については、公社のほうとよく持ち帰って、精査したいと思います。当然、29年度で、聞いたところでは786個が29年度で販売されたというふうに報告を受けておりますので、当然、全協でも申し上げましたが、若干の刈りおくれ等もあつて、品質が余りよくないもの、やはり当然、定価を下げたというふうにも報告を受けました。この

辺の在庫の管理等をどういふふうな形でというのは、公社のほうと調整させていただきたいと
思います。ありがとうございます。

○議長（渡辺健寿） 8番 洪井議員。

○8番（洪井由放） 一番最初の質問はよく理解いたしました。

次の質問の農協に販売をしたということなんですけれども、今、同僚議員も言いましたように、1円の当期末の残高の商品といますか、資産がたくさんあって、最近いろんなテレビで見ると話なんですけれども、日本の農業機械はとても性能がよくて、なかなか壊れなくて、結構高値で海外に売却ができていっているというようなことで、市なんかでも例えばバスが古くなったから売るといふようなときは、公募といますか、そんなことをやって、できるだけ高く売ろうといふ努力をしているのかなと、こういうふうにしております。その辺、例えばどういふ方法をするかというのとはまた別なんですけれども、広く公募的なものをして、できる限り高く売却するといふ方法を選んでみたらいかかかなと思います。

あと、在庫の問題は、普通一般の企業だと間違いなく在庫がどのぐらいあるんだということ、棚卸をしっかりと。棚卸をして、例えばねじ1本まで細かく出してやるということになるかと思っておりますので、その辺のところも今度、株式会社をつくってやるということになれば、そっちのほうはそういうふうになるのではないのかなと思うので、もとのほうもその辺のところを踏まえて考えてみたらどうかなというふうに思います。その点について、いかがでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の機械の売却等については、やはり議員おっしゃるとおり、まだまだ使える機械だと思います。そういったものについては広く公募して、少しでも高値で売れるような、財源になるような形で公社のほうとも調整させていただきたいと
思います。

2つ目の在庫管理については、4月から株式会社が設立いたしましたので、そういった経理の管理等含めて、公社のほうと調整させていただきたいと
思います。

○8番（洪井由放） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第1号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（渡辺健寿） 日程第4 報告第2号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました報告第2号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率について提案理由説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成28年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて御報告をするものであります。

健全化判断比率等の4つの比率につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はともに該当ありませんでした。

実質公債費比率につきましては7.3%で、対前年比0.4ポイントの減であります。これは、これまで発行してまいりました地方債について、普通交付税算入率の高い有利な地方債を活用してきたことにより、公債費に算入される基準財政需要額が伸び、実質公債費比率が改善されたものでございます。

将来負担比率につきましては、19.9%で、対前年比5.0ポイントの減であります。これは、起債償還終了により、地方債現在高が約6億7,000万円減額したことや、公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合への負担等見込額を減額したことによりまして、将来負担額が改善されたものでございます。

資金不足比率につきましては、該当がございません。

平成28年度健全化判断比率につきましては、基準を下回り、健全段階にあると言えますが、普通交付税合併算定替の段階的な縮減が開始されておりまして、今後も財政運営については厳しい状況が予想されます。そのため、一層の行財政改革に取り組みながら、健全な財政運営を図ってまいり所存でございます。

何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件でありますので、この際、質疑があればこれを許します。

18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 県内の各自治体の平均値というんですかね、そういうものと比較して、我が市の実質公債費比率とか将来負担比率はどのような位置にあるのかお示しいただければなと思いますが。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） 済みません、手元に現在、他市町のがございませぬので、後ほどお示ししたいと思ひますが、平均と比べましても特に高いような状況ではなかつたと思ひております。

○18番（平塚英教） はい。後でもらいます。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま市長の説明によりますと、財政は非常に厳しい中にあるということなんですが、それは私も承知しておりますが、この中の数字で2点ほどお伺ひしたいと思ひます。

1の健全化判断比率の中の3行目、実質公債費比率、これ7.3%ですね。これを私、過去の資料から見ましたら、平成26年度は8.4%で、去年が7.7%、それで7.3%と、どんどんこれはパーセントが落ちてゐるわけですね。将来負担比率につきましても、平成26年度は32.3%でした。それが去年は24.9%で、ことしは19.9%と、どんどんこれは下がっているわけなんです、これはこの数字から見て、那須烏山市の財政は年々、健全化に向かつてゐると、こう判断してよろしいのでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） ただいまの御質問、実質公債費比率につきましても、いわゆる借金の返済に係る負担割合ということございませぬので、こちらが低下することによって、健全化に向かつてゐるといふことございませぬ。

また、将来負担比率につきましても、いわゆる将来、負担することとなる実質的な地方債の残高とかそういった負担額の標準財政規模に対する割合でございませぬので、こちらも年々下がっているということにつきましても、健全化に向かつてゐるといふことで御理解いただければと思ひます。

以上でございませぬ。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませぬか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、報告第2号 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので御了解願ひます。

◎日程第5 議案第12号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第5 議案第12号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第12号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員5名のうち、岡崎孝雄委員が平成29年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

岡崎氏は、平成25年11月30日から教育委員会委員として御活躍いただいております。人格は円満かつ高潔でありまして、教育、学術、文化に関して高い識見を有されております。本市の教育施策の総合的な推進を図るため、岡崎氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものでございます。

御審議をいただきまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第12号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（渡辺健寿） 日程第6 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の3名が、平成29年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

平成26年11月30日から、固定資産評価審査委員会委員として御活躍いただいている横山通有氏、岩附淳一氏、鈴木英男氏の3名は、人格円満かつ高潔でございまして、行政全般にわたり深い識見を有されておりました。さらにこれまで重ねてこられた経験から、公正かつ適正な審査を行う本職の適任者でございます。

つきましては、御審議をいただきまして、御同意くださりますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第13号 那須烏山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（渡辺健寿） 日程第7 選挙第1号 那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙管理委員会委員及び同補充員につきましては、地方自治法第182条の規定に基づき、地方公共団体の議会において選挙することになっております。委員の任期は4年と定められており、現委員の任期は本年11月28日をもって満了となります。また、補充員の任期は、委員の任期によるものと定められております。これらの規定に基づき、これより那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推薦としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推薦とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

ここで、指名する選挙管理委員会委員及び補充員の名簿を配付いたします。なお、委員候補者及び補充員候補者には既に内諾をいただいておりますことを申し添えます。

(名簿配付)

○議長(渡辺健寿) ただいま配付した名簿のとおり、選挙管理委員会委員には、佐竹信哉氏、久郷啓二氏、星宮純一氏、小堀ひろ子氏の4名を指名いたします。

同補充員には、小堀紘夫氏、高野清志氏、埴一男氏、小室信行氏の4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した方々を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺健寿) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々が、那須烏山市選挙管理委員会委員及び同補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長において指名した順序としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(渡辺健寿) 異議なしと認めます。

よって、補充員の順序につきましては、第1位から順に小堀紘夫氏、高野清志氏、埴一男氏、小室信行氏の順序とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長(渡辺健寿) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど平塚議員からありました質疑について、総合政策課長からの答弁を許します。

両方総合政策課長。

○総合政策課長(両方 裕) それでは、先ほど平塚議員から御質問がございました財政健全化判断比率の県内他市町との比較ということでございます。

まだ平成28年度分につきましては公表されておられませんので、申しわけございませんが、27年度の数値ということで、まず実質公債費比率、昨年度、当市は7.7でございまして、平均が6.8、県内全体でいいますと17番目の数値となります。市部におきましては10番目という形になってございます。

続きまして、将来負担比率につきましては、昨年度24.9に対しまして、県内平均が21.3ポイントで、県内で16位、市部におきましては9位となっております。

なお、28年度、市部の情報交換によりますと、現在、同じような、平成28年度も市にお

いては同じような順位になってございます。

以上でございます。

◎日程第8 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第8 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案について、議会運営委員会委員長から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、16番高田悦男議員。

〔議会運営委員会委員長 高田悦男 登壇〕

○議会運営委員会委員長（高田悦男） ただいま上程となりました発議第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

本案は、議場での写真機及び録音機の携帯について禁止した議会会議規則の規定を削除するものであります。これは、議会改革調査特別委員会において、議場での情報通信機器の使用について議論され、本定例会より試行することが決定したことに伴う改正であります。

というのも、このたび使用を認めることとなった情報通信機器は、タブレットやノートパソコンなどを想定しておりますが、これらの機器には写真機や録音機の機能が付加されているものも多く、その携帯を禁じている本規定の改正が必要となったものであります。

なお、本改正は、あくまで写真機や録音機の携帯の禁止を解くものであって、録音や撮影を認めるものではありません。情報通信機器の使用に関し定めた基準において、録音及び撮影を行わないことは明示しており、また、傍聴人に対して傍聴規則において撮影、録音等を禁じているため、この規定の趣旨は改正後も担保されるものと思料しております。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 発議第1号 那須烏山市議会会議規則の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第7号 那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について及び日程第10 議案第10号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、関連がありますことから、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

◎日程第 9 議案第 7号 那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

◎日程第10 議案第10号 非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第7号及び議案第10号は、一括して議題といたします。市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第7号、議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第7号は、那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

本案は、農業委員の選出方法の変更、あるいは農地利用最適化推進委員の新設等が規定された改正農業委員会法が、平成28年4月1日から施行されております。当市といたしましても、

平成30年5月21日に任期の満了を迎えるに当たり、法の趣旨に基づき農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数など、必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、農政課長より説明させていただきますので、何とぞ慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第10号は、那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に充てるため、国においては新規予算として、農地利用最適化交付金を措置したところでございますが、委員に対して本交付金を反映した報酬を支給するために、地方自治法第203条の2第4項の規定に基づき、報酬の額及びその支給方法を条例で定める必要がございます。

具体的には、従来の基礎報酬に農地利用最適化交付金による活動、成果実績に応じた報酬を上乗せして支払うことができる条例の制定でございます。

詳細につきましては、農政課長より説明させていただきますので、以上、議案第7号及び議案第10号につきまして、一括上程をさせていただきました。慎重審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の説明を求めます。

菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 命によりまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第7号 那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

農業委員会等に関する法律が改正されまして、農業委員会の事務の重点化、農業委員の選出方法の変更、農地利用最適化推進委員の新設などが規定されました。この改正によりまして、農業委員会の委員は公選制を廃止し、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められました。委員の定数は、条例で定める必要があります。また、新たに農地利用最適化を図るため、現場活動を行う農地利用最適化推進委員が新設され、その定数を定める必要がありますので、今回、関係条例を制定するものでございます。

第1条では、条例制定の趣旨を規定しております。

第2条においては、農業委員の定数を定めております。現在の農業委員数は25名ですが、その内訳は、公選法による委員20名、農業関係団体からの推薦委員3名、議会からの推薦委員2名であります。改正後の農業委員の定数につきましては、農業者数、農地面積でその定数の上限が定められております。その定数の上限であります19人と定めるものでございます。

なお、農業委員を選任するに当たりましては、市内の各地域から選任することのほか、女性、

青年、農業に利害関係のない者の選出は必ず行うこととなります。原則、定数の過半数は、認定農業者でなければなりません。

第3条では、農地利用最適化推進委員の定数25人と規定しております。推進委員につきましては、省令の基準では、農地面積100ヘクタールに1人となっております。上限で41人となりますが、現在の農業委員の地区割りや地域間のつながりなどを考慮し、定数を25人とするものでございます。

定数については以上でございます。

続きまして、議案第10号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。別表第1（第2条関係）でございますが、現行区分の欄の「職務代理者」を、改正後、「会長職務代理者」に変更するものでございます。

農業委員報酬につきましては、改正後も現行と変わらず年額、会長40万円、会長職務代理者38万円、委員35万円でございます。新たに新設される農地利用最適化推進委員を24万円とするものでございます。

農業委員会関係では、平成27年度までは農業委員会交付金により農業委員の基礎的な報酬に要する経費を国から支援いただいております。制度改正によりまして、農業委員や農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援するため、国においては新規予算として農地利用最適化交付金が新設されました。

この交付金は、活動実績払いと成果実績払いという2本立てで成っております。委員に対しましては、本交付金を支給するに当たり、地方自治法第203条の2第4項に基づきまして、報酬の額、その支給方法を条例で定めるものでございます。

具体的には、従来の基礎報酬に農地利用最適化交付金による活動、成果実績に応じた報酬を上乗せして支払うことができる条例の制定ということでございます。

別表第1備考欄に、別紙のとおり「農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて、国から交付される交付金の範囲内において、市長が定める額を別に支給することができる」の文言を今回、追加するものでございます。

以上のとおりでございますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 今の説明、それとこの間の議員全員協議会の説明、質疑もありましたので、大体は理解したところでありますが、まずここで2点ほどお伺いしたいと思います。

現在の農業委員の任期は来年の5月30日になるわけですね。そうしますと、新しい農業委

員、新制度での農業委員19名はいつこの議会に提案されるのか、この提案される時期です。

それと農地利用最適化推進委員25名、この25名の推薦については、新しい農業委員でもって決定するのではないかと思いますが、この時期についてお伺いします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の農業委員の任期満了でございますが、来年の5月21日が任期満了でございます。

今回、新設します19人につきましては、来春3月の議会に上程したいと思っております。

スケジュールといたしましては、11月から12月にかけて約1カ月間、公募を行います。年がかわりまして、2月までには定数がオーバーすれば、公募が多ければ選考委員会等を開催し、選考いたします。

推進委員の25名につきましては、5月21日で満了を迎えますので、当然、新しい委員さんが任命することになります。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） そうしますと、その件はわかりました。もう一点なんです、この議案第10号のほうで、今度はこの委員さんの報酬を引き上げるわけなんです、この条例は平成30年5月22日から施行するとありますから、そうすると現在の農業委員にはこれは適用しないと、そう理解してよろしいんですか。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） はい。おっしゃるとおり5月22日から施行になりますので、新しい委員さんの適用になります。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） 17番小森議員。

○17番（小森幸雄） 今の担当の説明で、定数の19の内訳の中で……。

○議長（渡辺健寿） 小森議員、失礼ですが、常任委員会付託を考えておりますので、申し合わせにより、経済建設常任委員会で、よろしく審議をお願いします。

○17番（小森幸雄） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第7号 那須烏山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について及び議案第10号

非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号及び議案第10号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎日程第11 議案第8号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第11 議案第8号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本条例について所要の改正を行うものであります。

条例案の主な内容につきましては、個人情報の定義にDNA、手指の静脈、指紋等のデータ、マイナンバー、旅券番号、運転免許証の番号等の個人識別符号を追加することや、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等を要配慮個人情報として定めること及びその取り扱い等を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、条例案の詳細について御説明申し上げます。

まず初めに、条例改正の経緯について述べさせていただきます。個人情報の保護に関する法律、略して個人情報保護法とありますが、こちらは平成27年9月に、また行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律、略して行政機関個人情報保護法とありますが、こちらは平成28年5月に改正となり、改正後の法律は、平成29年5月30日から施行されております。

この2つの法律の関係について簡単に御説明申し上げますと、個人情報保護法については、

民間事業者に対する個人情報を取り扱う際のルールを定めており、行政機関個人情報保護法については、国の省庁などの行政機関に対する個人情報を取り扱う際のルールについて定めているものでございます。個人情報保護条例は、市が取り扱う個人情報について定めているものでありますので、今回の個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、改正をするものであります。

また、今般の法律改正では、これまで5,000人を超える個人情報を取り扱う事業所が個人情報保護法の対象とされておりましたが、個人情報を利用する全ての事業者が個人情報保護法の対象となり、小規模事業者や個人事業主はもちろん、自治会や学校の同窓会で個人情報を取り扱う際には、個人情報保護法で定める個人情報を取り扱う際のルールが義務づけられることになりました。

それでは、条例の詳細につきまして御説明申し上げます。お手元の新旧対照表の1ページ目をお開きください。第2条第2号の改正につきましては、個人情報の定義を明確化するものです。内容としては、個人情報の定義について文言を整理するものと、新たに個人識別符号を含むものとするものです。

個人識別符号とは、大きく2種類のものに分けることができ、1つは、身体の一部の特徴をコンピューターなどの機械で読み取れるように変換した符号を言い、例えばDNA、指紋、静脈などのデータであります。もう一つのもは、サービスの利用や書類などにおいて対象者ごとに割り振られる符号を言いついて、マイナンバー、パスポートの番号、基礎年金番号、運転免許証の番号などであります。

ちなみに、この個人識別符号の細かな内容については、改正後の第3号に定めっているとおり、行政機関個人情報保護法とその関係法令において定められているところでございます。

次に、改正後の条例の第4号をごらんいただきたいと思います。要配慮個人情報の定義を定めるものであり、要配慮個人情報とは、個人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等が含まれる個人情報を言います。いわゆるセンシティブ情報と言われるもので、本人に対する不当な差別や偏見が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する個人情報として定義して、明確化するものです。

続いて、2ページ目をお開きください。1行目から4行目までの改正は、電磁的記録の定義を先ほどの第2条第2号に定めているため、文言の整理をしたものでございます。

続いて、第5条の改正については、市が個人情報を取り扱う事務について、市民の方が閲覧できるように登録簿に記載することを定めている規定ですが、その登録簿に記載する事項を整理するものでございます。

第7条の改正については、先ほど定義した要配慮個人情報の取り扱いを定めるもので、法令

等の規定に基づくときや犯罪の予防、警察の捜査への協力などを目的とする場合以外には、要配慮個人情報を収集してはならないものとするものでございます。

続いて、3ページ目でございますが、第7条第3項の改正については、生命、財産の保護等のために、緊急性があるときを除いて、本人から書面などで個人情報を収集するときは、その利用目的を明示しなければならないと規定するものであります。

次に、第18条第2号の改正については、本人が自分の個人情報の開示請求をした場合に、本人の生命、健康、生活等を害するおそれがある情報は開示しないことができる旨を定めたものでございます。

また、第3号については、開示請求者の定義が直前の第2号に定められているので、整理をするものでございます。

また、この規定は、開示請求者以外の個人情報は開示できないとしているものですが、この規定に個人情報として、先ほど申し上げた個人識別符号を追加するものでございます。

続いて、4ページ目をお開きください。改正前の第8号については、先ほどの開示請求者の定義に含まれているので、削除して条文の整理をするものでございます。

第19条については、本人の個人情報の開示請求があったときに、開示できない情報が含まれている場合には、その部分を除いて開示をする部分開示をする規定でございます。

第2項の改正については、開示請求者以外の個人情報については開示できない情報としていますが、その個人情報に関する規定に、個人識別符号を追加するものと、条項の移動を行うものでございます。

第26条の改正については、第18条の改正に伴い条項の移動をするため、整理をするものであります。

続いて、第48条の改正について、次の5ページ目をお開きください。こちらは、事業者の個人情報の取り扱いを定めているものでございますが、こちらの規定は改正後の個人情報保護法に同じ内容が定められていることから、法律との重複を避けるため、条例上の規定を削除するものであります。

次の第49条についても、先ほどと同様に市が出資している法人等についても、個人情報保護法の適用となることから、個人情報の保護に係る規定を削除するものであります。

第51条から第53条までの改正については、個人情報を不適正に取り扱っている事業者に対し、説明や資料の提出、勧告等の権限を定めている規定、いわゆる監督権限の規定でございますが、こちらは個人情報保護法の改正により、国の個人情報保護委員会が所管することとなったことから、法律との重複を避けるため、当該規定を削除するものでございます。

続いて、第56条の改正について、6ページ目をお開きください。こちらは、1ページ目の

第2条第3号に行政機関個人情報保護法の略称規定を置いたため、同じく略称として規定するものでございます。

続いて、第2条による改正について御説明申し上げます。こちらは、情報公開条例の改正となります。情報公開請求において、公開することができない情報として、個人情報を定めている規定でございますが、その個人情報に関する規定について、先ほどの個人情報保護条例において改正する個人情報の定義と規定を合わせるものとするものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の施行日については、公布の日としております。

次に、個人情報保護条例中の第18条の規定で改正をした規定は、この条例の施行日以後の開示請求について適用するとした経過措置を定めるものでございます。

以上で、本条例について補足説明をさせていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ただいま提案されているこの議案第8号の中で、この個人情報の保護制度に関する運用状況につきましては、平成28年度分では行財政報告書のほうに33件ほどあったというような報告、内容になっておりますが、その中で、個人情報を請求するということは、例えば私が、他人が個人情報を請求するというのは、具体的にどのような場合、この個人情報の請求ができるのか、これが1点。

それと、この条例の第2条の、これは私、課長、3項って、（3）ですが、これは（4）でした、失礼しました。（4）にはさまざまな、要配慮個人情報ってありますね。本人の人種とか信条とか社会的身分、一番問題は、犯罪の経歴等ですよ。こういった台帳といいますかつづりを誰がどのような方法で管理をしているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、1点目の個人情報保護制度でございますが、行財政報告のほうで平成28年度はゼロということで多分、出ていると思います。直近では、平成24年度が4件、平成25年度が2件ほど出ておまして、その請求の内容を見ますと、請求者本人に係る農地転用許可申請に係る資料等とか、あとは自己の住民票の写しの交付申請書、そういったものの個人情報の保護の請求が出ておりました。

先ほどの件数については、多分、情報公開のほうの数字かなと思っています。

個人情報の保護とはまた別なものでございますので、そちらのほうの数字でございます。

それと、どのようにということでもありますから、先ほど言ったように自分で行政機関に申請した申請書の確認とか、あとは自分の状況の納税の相談をした記録が税務課のほうでどうい

形になっているとか、そういった内容を確認したいと、自己の情報を確認したいということで、個人情報の情報公開、それから個人情報の保護の制度に関する公開請求ということになるかと思えます。

あと、先ほどの2点目の、誰が管理しているかということでございますが、それぞれ関係機関、いろんな形で管理していると思えます。住基であれば住基のデータ表の管理というふうになりますし、あとはマイナンバーなんかだと、総務課としては職員のマイナンバーを徴収して管理しておりますが、それについては紙ベースで管理しているものでございますので、そちらについては鍵のかかる書庫等に管理しているということでございまして、あとは先ほど言った要配慮個人情報、それは機関でもし仕入れた場合、それを仕入れたところで適正に管理していくということになりますので、今現在、市役所のほうではそういった、犯罪履歴というか、それは戸籍の関係とかそちらのほうになると思うんですが、それはそれで個人情報としては管理していると思えますが、それぞれの分野で適正に管理されているものと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） ただいまの答弁によりますと、例えば犯罪の経歴書、これは担当課長が責任を持って管理をしていると、そういうことなんでしょうか。

実はこれは大分、古い話、私が職員当時、今から50年ぐらい前なんですけど、この犯罪経歴書は戸籍簿と、戸籍関係の書類と一緒に書庫に入っていて、極端な話、職員、誰もそこへ行って戸籍簿も見られるし、こういった犯罪経歴も見ようとすれば見られたんですよ。本当は見ても悪かったのかもしれませんが、そのぐらい安易に見られるような状況でしたが、今ほどのような管理をされているかお伺いします。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 犯罪名簿の管理ということかと思えますけれども、犯罪が確定しますと、警察署のほうから市民課のほうに既決犯罪通知書というのが送られてきます。市民課では、その通知書に基づきまして、その方の犯罪者名簿、犯罪名簿というんですが、そちらを作成しておりますが、現在はシステムの中で管理しておりまして、紙ベースでの管理というものはいたしておりませんが、システムに入れる前の古いものにつきましては、今おっしゃったとおり紙ベースのもので残っているものもございまして。

それにつきましては、今はその犯罪者名簿だけを入れた耐火金庫のほうに保存しておりますので、その管理につきましては、たとえ市民課であっても誰でも見られるというのではなく、戸籍を担当している一部の者だけが管理しているようになっております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかに。

5番望月千登勢議員。

○5番（望月千登勢） 情報公開条例のほうについてお聞きします。

公開請求があった場合、今回、紙ベースのものから、音声、動作も含めての公開ができるというふうな内容になっていると思います。ということは、さまざまな会議、さらには問い合わせに対して、音声録音しているというような案内と、それを公開するというような案内を準備されているのかどうかについて、お聞きしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今のところは音声関係とかについては、公開の対象としては考えていないんですが、今後、検討していくようかなと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 5番望月議員。

○5番（望月千登勢） 済みません、私の理解不足なんでしょうか、6ページの情報公開条例の一部改正の7条は、個人に関する情報、氏名、生年月日、記述等、それは電磁的に記録されているもの、音声、動作一切の事項を言うというふうに書かれています、会議等で録音されている場合を見かけたりとか、市への問い合わせに対して録音するというような動作をした場合に、そこに同席する方とか、さらには電話で問い合わせた方にこういうことを含めて案内する必要が出てくるのではないかと思ったのですが、私の理解が違うんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） こちらに記載している事項について、公文書として登録した場合、公開できますよという形になりますので、今のところそちらのほうにはなっていないということでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 5番望月議員。

○5番（望月千登勢） では、公文書としてこういう電磁的記録を残す場合は、案内されるということで徹底されるということですね。はい。わかりました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がほかにないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第8号 那須烏山市個人情報保護条例及び那須烏山市情報公開条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（渡辺健寿） 日程第12 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国家公務員の育児休業について、人事院規則の改正により本年4月1日より育児休業の再度の取得及び期間の延長並びに育児短時間勤務の再度の取得ができる特別の事情として、保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童に係る事情が追加されたことに伴い、この取り扱いに準じて本市職員の育児休業においても同様の事情を追加するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議いただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、詳細を説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の新旧対照表の1ページ目をお開きください。育児休業についてでございます。育児休業は、子が3歳に達するまで利用できる制度でございまして、また、特別の事情がある場合を除いて1回限り利用でき、原則として再度の取得はできないこととなっております。

ごらんいただいている第3条では、例外として再度の取得ができる特別の事情を規定しております。今回、下段の第6号、現行では配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について、育児休業しなければその養育に著しい支障が生じることとなったことという特別の事情が規定されておりますが、今回その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実の1つとして、改正案のとおり、育児休業に係る子について、保育所、認定こども園、または家庭的保育事業等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

次の第4条は、育児休業の期間の延長に関する規定でございまして、育児休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとされているところでございまして、この第4条では、1回延長した後、再度の期間の延長ができる特別の事情が規定されております。ここにも先ほどの第3条第6号の改正と同様に、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

さらに、次の第10条では、これは育児短時間勤務に関する規定でございまして、育児短時間勤務とは、小学校に入学するまで短時間勤務を利用できる制度でございまして、育児短時間勤務は、1回終了するとその日の翌日から起算して1年を経過しない場合、再度の取得ができないこととされております。

この第10条では、1回終了した後、その日の翌日から起算して1年を経過しない場合でも、再度の取得ができる特別の事情が規定されておりますが、今回、3ページの第7号、現行では配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、その他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について、育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったことという特別の事情が規定されておりますが、今回その他の育児短時間勤務の終了時に予測することのできなかつた事実の1つとして、先ほどの第3条第6号の改正と同様に、いわゆる待機児童に係る事情の規定を追加するものでございます。

本改正は、全国的に待機児童が大きな問題となっている中、希望しているにもかかわらず育児休業等に係るこの保育所等の利用が意に反して実施されない場合があり、このような場合に

育児休業の再度の取得等を認めることは、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立のなお一層の促進に寄与するものでございます。

最後に、附則でございますが、既に国家公務員については本年4月1日より取り扱いが施行されておりますので、可決、決定いただければ速やかに公布し、公布の日から施行するものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。よろしいですか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いしたいと思います。

今回のこの育児休暇関係なんですが、職員に対する手当とか、こういった休暇制度というのは手厚く保護されていると、そのように理解しているわけなんですが、ならば市内の中小企業に勤める社員は、やはり市役所職員程度のこういった休暇制度というものはあるのでしょうか。そういうところが調査されているのかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私たち公務員につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づいて育児休業がありますが、民間企業の場合につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法に基づく制度がございまして、公務員と大きな差につきましては、私たち公務員については原則、子が3歳に達するまで取得することができますが、民間企業の場合につきましては、1歳に達するまでの制度でございます。

特別の事情については若干プラスアルファがございしますが、そういった年齢の差が若干、違いがございします。どちらも育児休業をとりますと無給となりますが、私たち公務員及び民間企業についても、それぞれの共済組合とか雇用保険等から半額程度の手当が支給されております。これはどちらも1歳に達するまでということでございますので、そちらのほうは余り変わりはないかなと考えております。

あとは短時間の勤務についても、私たち公務員については小学入学前までとなっておりますが、民間については3歳までということで、若干の年齢的な差はございしますが、制度的には同じような内容で制度化されているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 商工観光課長さんも先ほど手を挙げて、何か資料をお持ちのようで、

答弁をしたがっているようですから、お伺いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 育児休業の関係につきまして、資料は持っていないんですけど、過日、ハローワークのほうに育児休業等で何か傾向がありますかという問い合わせをしたところ、現在、那須烏山市内でそういう育児休業がとれないとか、そういう苦情等は一切ないので、順調に企業が法令遵守しているものというふうに思っているということでございましたので、御報告申し上げます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渡辺健寿） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第9号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正につ

いて

○議長（渡辺健寿） 日程第13 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程されました那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第7次一括法がことし4月に制定され、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、公営住宅法施行令が改正され、本条例中の引用条項に移動が生じたために、所要の改正を行うものであります。

公営住宅法改正の主な内容といたしましては、公営住宅入居者が認知症患者等であって、収入の申告をすることなどが困難な場合には、地方公共団体が必要な書類の閲覧により把握した収入に基づき、公営住宅の家賃を定めることができることとなったことと、公営住宅の明け渡しの請求に係る収入の基準について、条例で当該基準を定めることができるようになったこととであります。

条例改正の主な内容につきましては、公営住宅の建てかえなどにより新たに市営住宅に入居する場合の家賃の特例を定めている条例、第17条で引用している公営住宅法施行令第11条が、第12条に繰り下がることに伴い、条項の移動をするため所要の改正を行うものでございます。

何とぞ慎重御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第11号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第14 議案第1号から、日程第19 議案第6号までの平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）、国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）、下水道事業特別会計補正予算（第1号）、簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、水道事業会計補正予算（第1号）の6議案については、いずれも平成29年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第14 議案第1号 平成29年度須烏山市一般会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第15 議案第2号 平成29年度須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第16 議案第3号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第17 議案第4号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第18 議案第5号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
 - ◎日程第19 議案第6号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（渡辺健寿） よって、議案第1号から議案第6号までの6議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第6号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、平成29年度一般会計予算の歳入歳出を、それぞれ2億1,336万6,000円増額し、補正後の予算総額を114億911万9,000円とするものでございます。

今回の補正は、国・県補助金の追加決定及び各施設の修繕・改修など、対処しなければならない事務事業等が生じたことから、補正予算を編成したところでございます。

また、平成29年度で契約期限等が到来し、平成30年度以降の新たな契約を進める必要が生じた山あげ会館指定管理委託、龍門ふるさと民芸館指定管理委託、大金駅前観光交流施設指定管理委託の3事業につきましては、今回それぞれ平成34年度までの債務負担行為を追加補正するものでございます。

主な内容について御説明申し上げます。歳出予算についてでございます。

総務費は、総務管理費といたしまして、産休代替職員等の欠員補充を行うための嘱託職員賃金等の増額でございます。

市有財産整備費は、過去に使用しておりました旧ポンプ場の解体工事に要する経費を増額するものでございます。

庁舎管理費は、烏山庁舎に女子用トイレが不足している状況から、レンタルで設置するための経費の計上であります。

行政情報化推進費は、マイナンバー等の記載の充実に係るシステム改修に係る経費の計上でございます。

市税賦課徴収費は、確定申告受付時の待ち時間短縮など、住民サービス向上のための嘱託職員の賃金等の経費の計上であります。

民生費は、介護保険特別会計繰出金として、人事異動に伴う人件費増額分を計上したものであります。

保健福祉センター施設整備費は、昨年度、荒川小学校4年生児童一同様から寄附をいただきました寄附金の目的に沿って、同センター敷地内に遊具を設置する費用を計上したものであり

ます。

放課後児童健全育成事業費は、烏山第一・第二・第三放課後児童クラブの運営拠点について、烏山小学校南校舎空きスペースに移転するための設計業務に要する経費の計上であります。

保育所等施設整備支援事業費は、市内の社会福祉法人が新たに開設する小規模保育事業所整備に対し、国庫補助制度を活用して補助を行うための所要の経費の計上であります。

私立保育施設運営委託事業費は、市内の認定こども園が国庫補助金を活用したサテライト型小規模保育事業に新たに組み込むための補助金の増額であります。

衛生費は、保健衛生総務費として、県の骨髄等移植ドナー助成事業を活用し、骨髄等の提供者及び勤務先の事業所に対する奨励金について、所要の経費を計上いたしました。

農林水産業費は、新規就農総合支援事業費として、農業後継者が農業経営の継承に必要な施設整備を実施する場合に、一部助成を行うための増額であります。

水田農業構造改革推進事業費は、株式会社化したアグリ那須烏山が県単の補助を活用し、農機具等の整備を行うための補助金の計上であります。

市単独土地改良事業費は、送水管の修繕や農道の補修等について、国庫補助や県単補助の対象とならない事業に対し、市が2分の1の助成をするための増額であります。

土木費は、道路保全費として、道路排水施設整備1カ所、路肩整備1カ所に係る経費であります。

道路整備費は、社会資本整備総合交付金の配分変更に伴い、増額するもののほか、合併特例債事業の追加、また、市が既に着手している路線の継続事業分や、各地域から要望のあった整備箇所の調査費など、所要の経費を増額補正いたしました。

河川総務費は、那珂川上流区間直轄延伸50周年を記念して、国土交通省と連携をして行う那珂川資源活用イベントに対する交付金を計上いたしました。

消防費は、消防施設整備費といたしまして、消防団詰所、水防倉庫、ホース乾燥塔、サイレン吹鳴装置移設等に要する経費を計上するものであります。

教育費は、境小学校施設整備費として、コンピューター教室空調設備の老朽化により不具合が生じているため、改修を行うための経費の計上であります。

南那須中学校施設整備費は、体育館音響設備の老朽化により不具合が生じているため、改修を行うための経費の計上であります。

ジオパーク構想推進事業費は、10月に秋田県で開催される全国大会に参加するための経費の増額であります。

南那須公民館施設整備費は、トイレ洋式化、及び劣化したトイレブースを改修するための経費であります。

国体開催運営事業費は、平成34年に本市でアーチェリー競技が開催されることに伴い、10月に愛媛県で行われる国体の視察に要する経費の計上であります。

災害復旧費は、公共土木災害復旧事業費として、豪雨により被災した施設の復旧の調査に要する経費の計上であります。

次に、歳入予算についてでございます。国庫支出金は、小規模保育事業所整備に係る補助金など、子育て環境充実に要する補助採択に伴う増額等であります。

県支出金は、骨髄等移植ドナー助成事業費補助金や、水田フル活用促進整備事業費補助金などの採択に伴う増額等であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただきました寄附金の増額計上分であります。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

繰入金は、平成28年度決算に伴う介護保険特別会計繰入金であります。

市債は、市道整備に要する増額分や、辺地対策事業の配分確定に伴う減額を計上したものであります。なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

次に、議案第2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。

国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。歳入歳出予算を各234万7,000円増額し、補正後の予算総額を41億6,846万5,000円とするものであります。

今回の補正は、特定健診受診向上事業導入に伴う業務委託費を計上するもので、財源は10割の補助事業として同額を国庫補助金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定であります。予算の歳入歳出を4万7,000円増額し、補正後の予算総額を7,357万円とするものであります。内容は、境診療所の自動ドア修繕に係る修繕料の増額でありまして、財源には前年度繰越金をもって措置いたしました。

次は、議案第3号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,590万4,000円増額し、補正後の予算総額を26億956万4,000円とするものであります。

歳出の内容は、前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う償還金等の増額の補正及び保険給付費において不足が生じることによる増額補正であります。

歳入につきましては、前年度繰越金、国庫・県支出金等による充当財源の補正をもって措置となります。

続きまして、債務負担行為の追加について御説明申し上げます。現在、那須烏山市地域包括支援センターは、健康福祉課に設置されておりました、市内全域を対象に高齢者等の相談対応、介護予防事業、コミュニティーづくりを図っているところであります。現在、65歳以上の高齢者は9,207人でございます。包括支援センターは、3,000人から6,000人に1カ所設置し、高齢者の身近な相談場所として機能することが求められております。高齢者は今後増加することが推定されます。より住みよい地域づくりを目指し、平成30年度に烏山地区に地域包括センターを設置すべく、今年度中に事業所選定を行うための債務負担行為でございます。

議案第4号は、平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ355万1,000円増額し、補正後の予算総額を4億1,405万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、精査に伴う消費税及び下水道処理施設維持管理費の修繕料を増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第5号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、簡易水道事業特別会計の予算の歳入歳出をそれぞれ1,057万4,000円増額し、補正後の予算総額を1億1,464万8,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、境東簡易水道浄水場及び向田簡易水道配水池の施設修繕並びに簡易水道事業の水道事業への統合準備のための管網解析業務委託に伴う増額であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

議案第6号は、平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、水道事業会計の予算の資本的支出を63万8,000円増額し、補正後の予算総額を2億8,011万6,000円とするものでございます。内容は、水道施設電気機械更新計画策定業務委託料の増額でございます。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括して説明させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 補正予算の第2号、一般会計補正予算（第2号）について質問させていただきます。何点かありますので、済みません、よろしく願いいたします。先ほど市長の

説明からもありましたが、詳細を知りたくてお聞きいたします。

民生費の中で、保健福祉センター施設整備費、荒川小学校の4年生の児童が昨年度でしたっけ、寄附していただいて、それについて予算を計上して多分、公園のところに遊具をつくるのかそういう話だと思うんですが、具体的に場所と、どのようなものをつくるか、お願いいたします。

その下、また民生費の児童福祉の部分、放課後児童クラブ健全育成事業、先ほども烏山小学校に移転するに当たっての設計と言いましたが、それも詳細説明をお願いいたします。

次に、土木費ですね。道路新設改良費5,593万円。これは具体的にどこの道路を指しているのかお願いいたします。

また、去年ですか、新規道路はなるべくつくらないようにしよう、保全のほうに向かっていこうといった話もありましたが、そういったことを含めてお話をお願いいたします。

次に、災害対策費、防災無線等管理費。ちょっとここの9万6,000円とは関係ないかもしれませんが、今、きのうも、おとといですか、北朝鮮の水爆実験がありました。その前、J-ALERTが先月ありましたけど、これに対する対策とはちょっと関係ないと思うんですが、ちょっとそのような総務課長、説明をお願いいたします。

次に、教育費ですね。江川小学校施設整備費130万円、後ろの工事のところを見ると、また敷き砂工事をやると書いてありますが、これは何回目で、これで最後なのかどうかという説明をお願いします。

それと国体開催運営事業費。これは愛媛国体を見に行く旅費とお伺いしましたが、現在、栃木国体に向けて、うちも栃木国体に向けてどこまで準備が本市としては進んでいるのか、お願いいたします。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 民生費なんですが、工事を担当する都市建設課としてお答え申し上げます。

保健福祉センター施設整備、先ほど市長説明のように、荒川小の児童の募金を利用したところなんですが、既存のトイレの脇の芝生の公園の既存の遊具の隣に、新しい遊具を設置します。その遊具なんですが、いわゆるFRPで、スプリング遊具というんですが、下にばねがついてふらふらする遊具なんですが、これを選んだ理由は、小学生なものですから、1年生から6年生まで体格の違いとかいろいろありますので、メーカー調べて、学年や体格が違う子供も一緒に遊べると、親子でも一緒に楽しめる遊具ということで、小学生全般的に遊べる遊具ということで計画しております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 放課後児童クラブ関係の設計の詳細ということで、今時点で考えられるものということで、お答えしたいと思います。

内容としましては、南校舎の2階の多目的室の壁の間仕切りとか、あとはその部分には空調設備が入っておりませんので、そのような空調設備の新設、そのほか流し台の設置等、学童クラブの移転に必要なものにつきまして今後、協議をして、新年度でその工事費の計上等は考えておりますが、そちらを算出するためのものということで、今回は計上させていただきました。

なお、この手続を進めるに当たりまして、ことしの5月の下旬に烏山小学校の校長先生、それから教頭先生のほうとは、関係者とともに今回の移転の内容等の説明を申し上げまして、御理解は得ております。今回の件につきましても今後、確定し次第、また説明に上がりたいと思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、予算書の15ページ下のところの土木費の道路橋梁費の道路整備費5,593万円の説明をさせていただきます。

道路整備費は、いわゆる国庫の交付金、合併特例債、あと純粋な単独事業とその3つの合計で予算は計上していますが、今回の5,593万円の内容は、交付金でやっている社会資本整備事業が約200万円ほど国から多く交付されまして、200万円が増額になっております。

次に、合併特例債を活用した事業で、これで2,000万円ちょっとなんですけど、内容は、中央二丁目の、路線名が中央二丁目鍛冶町泉町線、皆さんにわかりやすく言いますと、石原肉屋さんから東に行って、健康管理センターから中央公園から鍛冶町に行く路線なんですけど、今回、計上したのは、長年、懸案事項でありました用地補償がこのたびまとまるということで、2,000万円ちょっと、それは用地費と住宅1軒を動かす費用でございます。これを長らく時間を要したんですけど、今回、解決する見通しになりましたので、約2,000万円ということですね。

それと次に、単独の改良工事としまして、小河原の二原線という路線名なんですけど、こちらの改良工事と、あと向田の赤芝円道内線って向田の川南の道路の調査費ですね。それとあと、これも懸案事項なんですけど、かつての鴻野山の今、太陽光になりましたけど、東宇都宮カントリークラブから鴻野山駅の未解決の用地が今回めでたく契約できる見込みがありましたので、そちらのほうで3,300万円ということで、合計5,593万円、今回、補正させていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） うちのほうからは、J－A L E R Tの関係で質問がありましたので、お答えしたいと思います。

先ほどのミサイル発射に伴いまして、J－A L E R Tが発せられたということで、南那須地区につきましては、防災行政無線で、あれは連動していますので、自動的に発せられるということになりまして、あとについては携帯等に一斉に配信になったと。あとはテレビ、ラジオ等での受信での情報発信ということになってしまいました。

それが発せられた後、危機管理担当のほうで参集しまして、いろいろ情報収集等を行ったところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 江川小学校の敷き砂工事ということで、今回何回目というようなお話があったかと思いますが、平成28年度に2回やっておりまして、今回3回目になります。前の2回で校庭の北側半分は実施済みです。南側については前回やっておりませんで、今回、南側をやる予定でございます。

それで、今後の予定というようなことですが、一応今回である程度はいいのかなという形では考えておりますが、状況によってはまた、いつということではないんですが、砂をまくことはあるかもしれません。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 先ほどの国体開催運営事業費のことにつきまして、どこまで準備が進んでいるかという御質問だったかと思いますが。全体的に見まして、申しわけございませんが、多分20%程度のただいまの準備段階です。

会場の整備につきましては、防矢ネットのほうを設置させていただきましたけれども、主たる附帯の設備につきましては、ほとんど仮設となるものですから、整備については前年もしくは当該年にリース等で整備をする予定で進めてはおります。ただ、管理等々そのほかの部分については、今回、愛媛のほうに視察に行くに当たりまして、施設整備のほうもございまして、今のところ都市建設課の職員を伴って視察をして、どういった整備がいいのかというところでまた計画を立てたいと。

県のほうの補助金につきましても、ようやく要綱等が固まってきたところですので、それを見据えて有利な補助金のほうを活用しながら整備を進めていきたいと。施設についてはそうい

うところでございます。

大会運営につきましては、実際、競技団体のほうと色々な大会を通してノウハウを蓄積しているところでございます。今年につきましても、5月に高校の関東大会のほうを開催いたしまして、多少参考にさせていただいているところでございます。これからも機会があればそういった大きい大会のほうを見に行ったりとか、運営のノウハウのほうを勉強していきたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） 何点か再質問させていただきます。

FRPのばねがついた、僕がイメージするには動物が描いてあるような乗り物だというような感じがするんですが、どれぐらい、何台ぐらい設置するものですか。130万円でどのぐらいできるものか、ちょっと教えてください。

それと、放課後児童クラブについては了承しました。

道路整備費については、先ほど私が最初に質問した、去年どんどん保全に向かっていくという話があったと思うんですが、ここは緊急を要する道路で早くやらなくちゃいけない道路なのかということ、再確認でもう一回お願いいたします。

防災無線については、6月の定例会質問で私させていただきましたが、やはりもう五、六年かかってしまうという、同じような状況にするにはそのぐらいお金もいっぱいかかってということでしたが、烏山地区の方で、このJ-ALERTが行き届かなかったとか、そういったことはなかったのでしょうか。私らも、朝早かったものですから、何のサイレンかもわからない。それは全国的にそうだったと思うんですが、そういったJ-ALERTに対するこれから訓練等はする予定であるのでしょうか。

さくら市が来週やると言っているんですが、それを見に行く予定とかは、今度の日曜日、あるのでしょうか。ミサイルの発射に向けての訓練を、宇都宮市で先月、総合防災訓練のときにやると新聞に載っていましたが、それでさくら市が今度の日曜日にやるといって、それがまたJ-ALERTの本当のそれはサイレンを鳴らしてやるという訓練をやるような話をしていましたので、参考にさせていただければと思います。

江川小については了承いたしました。国体も了承しました。

今の3点についてお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） それでは、遊具についてお答え申し上げます。

設置する遊具は、1基でございます。大きさは、これは4メートル真角ぐらいな、イメージ

としてですね。それで、一遍に五、六人乗れますので、先ほど説明したように、低学年から高学年まで学年に関係なくみんなで仲よく乗れるという遊具を設置いたします。

次に、道路整備に関しましては、今回、金額的に大きな箇所が2カ所なので、まず1カ所の中央二丁目鍛冶町泉町線という先ほど言った中央公園のアクセス道路の整備なんですけど、そちらに関しましては、ようやく長年、地権者とようやく契約の運びになりそうなものですから、これを契機に契約しないと後でチャンスを失うということで、今回、緊急に計上させてもらいました。それで全てあそこの箇所の懸案事項は解決します。

もう一つの二原線の道路改良につきましては、この事業は平成24年度から事業着手しております。現在までに地権者の協力体制が全て終わりました。全て用地は取得しております。

ただ、あそこの箇所は起債とか交付金事業とか対象にならないので、純粋な単独事業で今までやってきていたんですが、御存じかもしれませんが、道路と平行して大きな用排水路、600の断面がありまして、そのつけかえ工事を優先的に昨年度までやりました。現場がすごい暫定施工で、何と言ったらいいですかね、つけかえた水路と現道の間が、極端な話、雨が降ると、沼になってしまいますし、山側からの湧水ですね。

それとあと御存じかもしれませんが、クランクの箇所が2カ所ございます。そちらの解消がないものですから、幸い用地が全て取得していますので、今回、事業費を投入して、その危険箇所を解消するというので、今回、計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） J-ALERTが聞こえないという件につきましては、旧烏山地区だと思っておりますが、1軒ほど、ほかは鳴っているんだけどうちは何もないというようなお知らせがありました。防災無線については、今後またそういうのも考えながら検討してまいりたいと考えています。

また、訓練については、果たしてそのミサイルの来たときの防災について、どういった措置がいいのかというのはいろいろ議論があるところでございまして、ほかの訓練等の状況も参考にしながら、今後、消防団等と訓練については検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 3番滝口議員。

○3番（滝口貴史） じゃあ、最後に道路ですね。烏山中央のほうは了承しました。小河原のほうは、この3,500万円で終わるんでしょうか。それが1点ですね。これが最終でもう終わるのか、これから継続でまだまだお金がかかるのか、お聞かせください。

もう一点、福田課長のほうですね。僕、今回、本当はこれ一般質問でやろうかと思っ

と考えていたんですけども、防災、ミサイルが、北朝鮮があれだけ動いてきて、このような今、状態で、核弾頭までつけられたミサイルが発射された。発射されてもどうしようもすることも我らもないかもしれませんが、この前は北海道のほうを通過して、それから1,000キロ飛んだということで、日本の本土には何も問題がなかったといえればそれで終わりなんですけど、やはり、何て言うんですかね、ホームページには、J-A L E R Tが鳴ったら何だって載っていますね。

たしか僕は那須烏山市は結構ホームページに載せたのは早かったと思います。ほかの市町村、県内の市町村見ても早かったと思います。ただ、ホームページを見られる人というのはやっぱり限られる世代ですね。ですからこれがお知らせ版にでも、もう9月の今週末に発射されるかもしれないミサイルが予想されていますけども、そういったときに、例えばどうするのか、市民をどうやって守るのかという体制が今できていないのは、正直おかしいと思うんですね。

訓練をやっている、やっていないもありますけども、この前の宇都宮市の新聞にあれだけかく載ったんですから、それをちょっと気にしていただけなかったのはちょっと残念です、僕は。それと、さくら市が本当に今週末やるのを連絡して、どのような体制でやるかぜひ見てきていただきたいと思います。

最後にこれは市長、この件に対してどう思うか、所感だけ聞かせてください。お願いします。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ミサイル発射の当日、6時2分ぐらいだと思いますけれども、そのような、東日本を驚愕するような大きなやっばり……、大きく危機感を感じたわけでありました。その際に、私どもの総務課に確認をいたしましたところ、6時には職員全員が危機管理態勢をして、そういったJ-A L E R Tの行動に走ったというようなことで、大変やっばり危機的な意識を持っていただいていることは大変、私も感謝しているところでございます。

したがって、私もあのときの情報は、テレビの情報によると、北海道の上空を通過して、6分後には襟裳岬の1,208キロだったかな、のところに着水したというようなことで、これは極めて危険な行為であって、これはやっぱり漁船がいたり、民間の航空機が上にいたりということは当然あるわけだから、そういった意味では本当に人ごとではない、やはり断固とした対応をとるべきだというような個人的な感想を持ちました。

市でできることは、さっき御指摘のように、やはり訓練をすることが一番だと思いますので、そういった先進事例もあるから、そういったところをやっばり視察に行きながら、本市としても早いうちに防災訓練をやるべきであると、このように考えています。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほどの小河原の道路の件についてお答えします。

この道路は、全体で470メートル、工事区間があります。今回3,500万円を計上したんですが、そのうち大体半分ぐらい今回、終わる予定でございます。その後、当然、半分残りますので、あと同じ3,500万円程度、今後必要となりますので、そういうことになっておりますので。

それで今回、このお金をやれば、その最も危ないところが対処できますので、その後の計画につきましては、財政計画と照らし合わせて、随時施工したいと思っています。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 18番平塚英教議員。

○18番（平塚英教） 平成29年度の各会計の補正予算でございますが、まず14ページの農業振興費の新規就農総合支援事業費というのが600万円載っております。新規農業者が担当したのかどうかわかりませんが、この内容についてお知らせいただければなというふうに思います。

下に、15ページのイノシシ捕獲促進強化事業費というのが3万円載っておりますが、これは何か対応されるのかどうかね。

その下に森林・山村多面的機能発揮対策事業費16万8,000円とありますが、この中身についてお示しいただきたいと思います。

16ページの消防施設整備費、2,303万1,000円というふうにあります。これはどこの消防施設なのか、説明をいただきたい。いつごろまでに完成するのか、内容をお示しいただきたいなと思います。

18ページの南那須公民館、烏山公民館等の費用が載っておりますが、それぞれの内容についてお示しいただきたいなと思います。

次に、国民健康保険会計の補正予算でございますが、7ページの特定健診の事業費というのが234万7,000円載っておりますが、これは新たに国からの支出金ということでございますので、やっている事業に対して国からそういうお金が出たというふうな理解でいいのかどうか、その事業の中身についてお示しいただきたいと。

また、9ページには、境診療所の4万7,000円の何か修繕等があると思うんですが、その中身について説明をお願いしたいと思います。

次に、議案5号の簡水事業、その5ページでございます簡水の施設整備費が398万6,000円、その上には総務費として簡水の施設維持管理費が658万8,000円載っておりますが、それぞれの中身について説明をお願いいたします。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今、平塚議員からの御質問でございます。14ページの農業振興

費、新規就農総合支援事業費600万円の補正でございますが、本市の新規就農促進事業実施規定がございます。その中の要件の中で、新規就農者に対する助成、さらには親元就農への助成、さらには新規就農を志す方への研修への助成、今回補正いたしました内容は、4つ目の拡充版ということで、両親等への農業後継者対策、この辺の支援をやはり新規就農とあわせてやっていくべきだろうというところで、今回、農業経営の継承に必要な施設整備に対する助成ということで計上させていただいております。

内容につきましては、国・県の補助事業の採択を得た事業に対し、非常に総事業費で1億円を超える設備の整備等に係る部分に対する助成でございます。本市該当する事業及び該当者については、畜産担い手公共事業が本年度スタートしております。この2軒の畜産農家に対して、事業費の3%を助成するものでございます。

続きまして、15ページ、イノシシ捕獲促進強化事業費3万円でございます。これにつきましては、イノシシの捕獲に当たりまして、免許の新規取得者への補助ということで、当初予算、5名分ございましたけども、捕獲者の新規の取得者がふえておりますので、1人当たり5,000円の補助でございますが、6人分を3月まで想定して補正するものでございます。

ちなみに、わなの取得については1万4,500円かかるそうです。銃については1万5,500円かかりますので、それらの5,000円分を補助するという内容でございます。

3番目は、その下の森林・山村多面的機能発揮対策事業費16万8,000円でございますが、これにつきましては、里山の保全というのが地域密着型の事業であるということで、県のほうに地方も負担をなささいという必須の通達が来ました。その関係で、本市では那須烏山市の里山を守る会ということで、こども館の周辺の山林約8町歩ございます。8ヘクタールございますけども、その整備するに当たりましての負担割、市は8分の1を負担いたします。この分の負担金を計上させていただいております。

その負担割につきましては、国が4分の3、県が8分の1、市が8分の1ということで、市の8分の1の負担割のうち、10分の7は特別交付税の措置があるというふうに通達でありました。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 私のほうは、16ページの消防施設整備費のほうに答えたいと思います。

こちらは、2分団3部、向田地区の消防団の詰所となります。あとサイレン吹鳴装置等でございます。詰所につきましては、旧向田小学校の体育館の北東部というか、そちらのほうの敷地内に設置しまして、サイレン吹鳴装置につきましてはそれより熊野神社のほうへ上がったと

ころの交差点あたりにつける予定でございます。年度内に完成の予定です。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 18ページ、南那須公民館施設整備費と烏山公民館施設整備費のことでよろしかったんですね。

南那須公民館の施設整備につきましては、説明の中で市長からもありましたとおり、南那須公民館のほうのトイレの改修が主でございます。男子トイレ、女子トイレ、それぞれに洋式化、男子のほうは1基、女子のほうは2基、洋式に交換するというものと、トイレブースのほうの間仕切りが相当老朽化しておりますので、そちらの交換ということでございます。

烏山公民館の施設整備費につきましては、下水道の、体育館のほうもそうなのですが、接続のための設計委託料でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 私のほうから、国民健康保険特別会計の補正予算について、御説明申し上げます。

まず、7ページの特定健康診査等事業費234万7,000円でございますが、こちらは新規の事業でございます。本市においては特定健診の受診率が非常に低いということがありまして、受診率を上げるための事業としまして、国保連合会に委託しまして、とくナビA Iという人工知能を活用した特定健診未受診者への受診の勧奨を行うというような事業でございます。

特定健診を受けない方には、全く受けていない方、あるいは不定期に受けている方、何年か置きに受けている方というような、そういった個々の事情で受け方が変わっているんですが、そういったものを分析しながら、それぞれのパターンに合わせた勧奨通知を通知するというような事業でございます。こちらの事業については、特別調整交付金の保険事業として10割の補助をいただけるということですので、本年度、本市において導入をすることにいたしました。

続きまして、診療施設勘定のほうの9ページ、境診療所の一般管理費ですが、こちらは自動ドアのセンサーが不具合を起こしております。その自動ドアのセンサーを修理するための部品の交換が必要になっております。事業費は24万6,000円かかるんですが、当初予算で20万円計上しておりますので、その不足分の4万6,000円を今回、計上させていただきます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 平塚議員の御質問にお答えいたします。

簡水特別会計の5ページの2款の事業費の施設整備費398万6,000円につきましては、4つある簡易水道事業を平成32年度末に水道事業へ統合する準備としまして、配水管路の接続関係がうまく機能できるのか、給水に不都合が起らずに給水がうまくできるか等の調査検討・解析をする業務委託を実施する費用でございます。

1款の総務費、施設維持管理費の658万8,000円につきましては、境東簡水の浄水場テレメーターの修繕、それから向田簡水の配水池の流量計の修繕を行うものでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

ほかにありましたら。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 私は事前に通告した部分以外に二、三、質問申し上げたいと思いますので、どうぞそれも含めてお願いしたいと思います。

まず、5ページを開いていただきたいと思います。ここに債務負担行為で山あげ、龍門ふるさと、大金駅前観光施設と3つありますね。これはわかりました。それで、これは農政課長の担当ではないかと思うんですが、いちご園とパン工房、あそこの施設はもうこの指定管理の契約期限が切れているはずですね。現在どのような管理になっているのか、これからどうしようとしているのか、それについてまず1点お伺いしたいと思います。

次に、補正予算の11ページですが、ここに、これは総務課の2款1項10目の右側の下から3番目の説明欄に、行政情報推進費として409万7,000円ほど計上してあります。これ、具体的にどのような内容なのかですね。私はパソコンは315台ほど市役所で所有しているものですから、その維持管理か買いかえかと思いますが、そうではないように話を聞いたものですから、これについてお伺いしたいと思います。

3点目は、13ページです。ここに3款2項1目、ここの説明の欄の4欄目に、保育所等設置整備費事業費の補助金として2,436万5,000円を計上しています。これは今までになかった新しい予算なものですから、お伺いしたいと思います。このことについてお伺いしたいと思います。

これは議員全員協議会でしたっけ、市長の説明でもちょっとありました、何か新しく小規模の保育所ですか、これをつくるような話がありましたが、これなのかなと思っていたんですが、これは担当課長さん、9月1日の新聞にも出ておりましたが、まだまだ全国では2万6,000人ほどこの待機児童がいるということなんですが、ことしのこれから提案される平成28年度の行財政報告書、これを見ますと、つくし幼稚園では定員270のところ105人ですから、4割ぐらいですね。まだまだ相当の余裕があります。あと保育園も、すくすく、に

ここに、七合、これを合わせた定員が310名のところ、園児数が246ですから、まだまだこれも余裕があるわけですね。いずれの保育園も余裕があります。定員に達していません。

そのような中、私立の小規模の保育園が果たして運営ができるのかな、それに補助金を交付して適当なのかなというような疑問を持ったものですから、このことについて質問をするわけがあります。

次に、14ページの、これは農業費なんです、農林水産業費なんです、説明欄の右側、下から2番目に水田農業構造改善改革推進事業ですね。これは新しい事業ですね。今までこういう事業名では計上されていなかったと思います。806万6,000円ですね。これはどのような事業なのか御説明をいただきます。

それで、これは農政課長さん、歳入を見ますと、県の補助金で水田フル活用促進整備事業ということなので、多分これが額が同じですからそうじゃないかと思いますが、こういった歳入と歳出で別な事業名にしておきますと、私らも非常にこれがどれがどうなのかわからなくなっちゃうんですよ。ですから、これは統一した事業名で、これは今回に始まったことではありませんが、各担当課長さんもこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

それと、これは簡易水道の関係で、先ほど平塚議員が質問したところなんです、歳出の委託費で399万6,000円、計上、今回、課長、しましたね、これね。それで、これは当初でも252万5,000円、計上してあります。合わせますと650万円になるわけなんです、これでこの4つの簡易水道を合わせて上水道に統合する関係の調査費というのは、これで全て済むのかどうか、これについてお伺ひしたいと思います。

もう一点お伺ひします。これは水道会計の5ページなんです、5ページ見てもらいますと、右側のやっぱり説明欄に、委託費としまして63万8,000円、載っていますね。これも新しい予算ですね。今までになかったと思います。この委託費、これは多分、計画書の策定費か何かではないかと思いますが、このことについて御答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 一般会計補正予算のほう、5ページの債務負担行為につきまして、山あげ会館の部分のパン工房につきましてお答え申し上げます。

パン工房につきましては、山あげ会館の1階の入り口のところにございます。現実的には障害者の方の貴重な雇用の場という形で現在、運営をしておりますので、将来的には、全体的なプランの中で再検討は必要だとは思いますが、山あげ会館の中の物産のコーナーもあそこでもいいのかということもありますので、建物全体の利用を再度検討していく中で、パン工房や物産の位置については検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） ただいまの指定管理に関連しまして、観光いちご園、それからパン工房、藤田の体験むらのパン工房の状況について御説明申し上げます。

いちご園につきましては、本年5月30日に指定管理を廃止いたしました。この今後の今の管理につきましては、新規就農者1名が管理を継続しております。この者は国の青年給付受給者として年間150万円、最大5カ年受給できる対象でございます、いちごの栽培に熱心に取り組んでおまして、12月のいちご園の開園、あわせて出荷に向けて今、準備を進めている状況でございます。これらに対する市の持ち出しは今ございません。

それから、大和久福社会が経営しておりますパン工房でございますが、今年3月31日をもって指定管理廃止ということとなっております。現在につきましては、一旦、市の普通財産にいたしまして、無償貸与という形で大和久福社会が継続的に行っております。

宅地の底地部分、建物の底地と、それから現在も駐車場として使っております宅地分については、市がお支払いをさせていただいております。そのみでございます。

それから、予算のほうの14ページ、水田農業構造改革推進事業の806万6,000円でございますが、これは歳入のほうにもございますように、県の事業でございます、株式会社アグリ那須烏山が事業の採択を受けて、WCSの収穫機等の購入を行うものでございます。トンネル事業でございますが、総事業費2,613万円、3分の1以内の補助でございます。

それから、この事業の科目につきましては、やはり整合性をとる意味で、わかりづらいかと思います。この辺につきましては、財政のほうと調整させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤加代子） 私のほうからは、11ページの行政情報化推進費について御説明させていただきます。

今回の補正は、主に個人番号制度に係りますマイナンバーの記載事項の充実に係るシステムの改修費ということで、基幹系システムを改修する費用が350万円ほど、それから厚労省関係で、国が示すマイナンバーの標準レイアウトというものが変更がありましたので、それに伴うシステムの改修費が64万8,000円ほどになっております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

まず、保育所等施設整備支援事業費の内容なんですが、国の補助金が2,165万

8,000円、それから市の補助金ということで270万7,000円ということで予定しております。これは現在、考えておる建設事業予定、法人のほうで考えている事業費に対しての、国のほうが3分の2、それから市のほうが12分の1という計算で算出しております。

なお、内容につきましては、12名の0歳から2歳児のお子さんを対象とした小規模保育所ということで、場所については旧宮原保育園を、建物の室内等一部改修等を実施するということで、年内から年明け早々ぐらいの整備を法人のほうで予定しております、新年度から受け入れということで考えておるようです。

続いて、あわせて受け皿の関係での御質問についてお答えいたします。

まず、市のほうで受け入れる余裕があるのではないかとということでございますが、なかなか臨時嘱託の保育士さんの確保を、お知らせ版等で実施しているところなんです、いろいろ待遇面とか、ちょっと理由はわからないですけど、応募いただけないということで、その受け皿が確保ができないというのが実態でございます。

なお、一方でやはり0歳から2歳の受け皿も必要ということで、最近そういう需要も高まりつつあるということから、今回の小規模の保育事業所については必要かと思っております。

なお、人材等の確保については、法人のほうでは既にその開設に向けて準備を進めておるようでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） まず、簡水事業のほうでございますが、4つの簡水がございまして、興野簡水、向田簡水、境簡水、境東簡水、4つございまして、地理的な関係上、興野簡水につきましては、興野大橋を渡らないといけないということなものですから、そちらにつきましては統合ができない。

それから、境東簡水につきましては、地形的にちょっと無理があるということで、施設の統合はできないということで、向田簡水と、それから境簡水につきましては統合しようということで進めております。

委託費につきましては、こちらで計上した金額で全て終わりということで解釈してよろしいと思います。

それから、水道事業、当初いただきました1,117万8,000円のうち、電気設備の更新計画につきましては既に委託済みでございまして、そちらにあわせまして送水ポンプ等のサイズ、こちらにつきましては、人口減少等を踏まえまして、ポンプサイズ等の検討を加えることも今回追加したいということで、63万8,000円の経費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 神野課長、1点お伺いしたいんですが、先ほどの、これは宮原保育園を改修して、小規模な保育園受け入れをつくるって、これはわかりました。それ以外の小規模の保育園にゆうゆうランド那須烏山園というのがありましたね。これは行財政報告のほうにも載っておりますが、ここの運営はどうなんですか。今も順調にやられているのでしょうか。まず1点だけ。

○議長（渡辺健寿） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの御質問について、お答えいたします。

ゆうゆうランドにつきましても入所希望が多い状態で、順調に今のところ運営されている状況でございます。

○議長（渡辺健寿） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 提案理由の説明というのは大きい事業のみで、小さいところは説明されておきませんので、果たしてこういった事業が当初またこの中に含まれているかどうかわかりませんので、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目お伺いします。去年から8月11日を山の日の記念日になりましたね。それで、ことしは栃木県が全国大会の番になりまして、那須町で大々的にやりました。それでこれは大谷市長も出席したように新聞報道でありましたが、それでこの山の日記念事業に合わせて、ほとんどの市町村が何らかの事業を実施しているんですよ。これは新聞にも報道されました。

しかし、残念ながら那須烏山市は何もやっていないような気がするんですが、この辺のところ、何で取り組みしなかったんでしょうか。それともしたんでしょうか、これは。この辺について1点。

もう一点お伺いします。これも教育費の中に含まれているかどうかわからないんですが、いじめ対策についてですよ。いじめ対策防止法というのも3年か4年前にもう法律で制定されましたね。この法律の趣旨というのは、まず先生方と子供たちにきちんと内容を教えてやらないと、いじめに関する法律がわからないと思いますが、この辺のところ、学校ではこの法律等が説明されているんでしょうか。また、それらに関する講師か何かをお願いした予算があるのかどうか、お伺いします。

○議長（渡辺健寿） 両方総合政策課長。

○総合政策課長（両方 裕） 私のほうからは、1点目の山の日関係の事業につきましてお答え申し上げます。

予算関係につきましては、議員御指摘のとおり計上はされてございませんが、今年度、連携事業といたしまして、県のほうに報告して実施いたしましたのが、豊島区との交流事業という

形で7月29、30日、農政課のほうが中心になった事業が、毎年度行っている事業を山の日の連携事業と捉えまして、県のほうと調整いたしまして、パンフレット等に載って周知をしてございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、教育費の中でいじめ防止に対する対策の予算はということでございますけれども、いじめ防止という形での予算は計上しておりません。ただ、悩みごと相談というようなことで、学校教育課にいる指導主事、またはすこやか推進室等で相談の窓口になっております。

また、各学校では、これは各学校のホームページ、ちょっと見ていただければと思うんですが、全学校、いじめ防止基本方針というのを定めておりまして、それがその中でいじめ防止連絡協議会などを設置しまして、これは定期的に行うということでございますが、そのような対策をしております。

また、子供たちについては、いじめに対しては朝の会、朝会とか校長先生などの講話等で子供たちへの周知はされているというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 中山議員、3回で、よろしいですか。

○15番（中山五男） 結構です。

○議長（渡辺健寿） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時25分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 渋井由放議員。

○8番（渋井由放） 二、三点お伺いしたいと思います。

18ページの烏山の図書館の施設の整備費ということでございますが、これは下水道につながるというようなことかなと思います。現在ある浄化槽を撤去するのかなというふうに思いますが、今回、下水道の料金というのが補正されていませんが、大体、月でどのぐらい下水道料金がかかる見込みなのか、お示しいただければと思います。

あとはこの前、議員全員協議会で御説明いただきました地籍調査、500万円の補正ということございました。それは曲田地区でございましたが、確認のためなんですけれども、まず1つ、今後おおよそどのぐらい、今回の補正で終わるのか、今後まだまだかかる予定があるの

か。あと、大木須地区でもやっておりますけれども、大木須地区は問題なく進んでいるのかという、その2点、お願いしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） ただいま御質問ありました18ページ、図書館の施設整備費ですね。下水道につながば下水道の使用料等の発生があるということでございまして、月どのぐらいを想定しているかという御質問だったかと思いますが、これにつきましては大体、今のところ2万から3万ぐらいを予定はしてございます。

今回、御指摘のとおり工事費のみで、手数料のほう等、増額の補正はしてございませんが、一応、工事費のほうをいただいて、工事期間によりましてその支払いの額も変わってくるということでございまして、こちらといたしましては、つなぎ終わってから現予算の手数料残で調整していきまして、12月あるいは3月の補正でその分の増額をしようということで、今回は載せてございませんでした。

よろしくお願いたします。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうからは、15ページの上のほうの地籍調査事業費の説明をさせていただきます。

議員御指摘のように、先日、説明した曲田3地区の今回修正ということで、その修正に要する費用を今回、計上させていただきました。中身は、新しいくいにくい代とか、あと仮払いかくいを打つ業務委託料ということで、500万円程度ということで今回。

これがこれからスタートラインに立ちまして、修正作業に入りまして、今年度500万円ということで、来年度、今度、測量をかけますので、それで約、見込みで1,500万円ということで、この修正作業で合計して2,000万円ほど見込んでおります。

以上でございます。

それで、同時進行で烏山地区の大木須につきましては、工程どおり順調に行っておりまして、今のところ何の問題もございません。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） 民法で、ちょっと間違っているかあれなんですけど、162条だったかと思うんですけども、悪意であって20年で時効が来るというような、時効取得というものがあるのかなというふうに思っています。それで、これみんなで周りできちんと証明できれば、時効で取得できると。国はもちろんそんなの認めないよと言っていますから、当然、裁判をすると、こういうような手法もあるのではないのかと。

そうすれば、500万円かければ時効の取得によって残りの1,500万円かけなくてもと

れると。極端な言い方をすればですね。そういう方法を考えたことはありますでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） ちょっと言葉悪くなっちゃうんですが、その時効取得で取得したのは誰だということが問題になってしまいまして、私どもは国土調査に基づき忠実に公図等を修正するために調査は入っているわけなんですけど、その取得ではないという認識がありますので、要するに先日お話ししたとおり、私どものできた成果品が法務局の審査を現在において通過していないということで、それを通過するために修正作業をするということで認識しております。

以上でございます。

○議長（渡辺健寿） 8番渋井議員。

○8番（渋井由放） もちろん取得するのは、所有者だと主張した方ですから、裁判をやるのも所有者だというふうに言っている方になるのかなとは思いますが、一応そういう説明、地元の方にこうなんだよという説明の中に、そういう方法もあるよということをしっかりして、それじゃ俺らやってみかかと、こういうふうになるかもしれませんので、一応、民法ではそういう規定は間違いなくあるということで、選択肢の1つではないのかなというふうに思いますので、その辺も。ただ皆さん納得してくいを打ったわけでしょう。これからくい抜くよといったときに、果たしてどうなのかなと、その心配があるので、大変御苦勞でも頑張ってください。

それで、民法による取得するんだと、こういうふうになれば、やっぱりまた別な展開になってくるのかなと、このように思います。

答弁は結構です。

○議長（渡辺健寿） 9番久保居議員。

○9番（久保居光一郎） ただいま上程されております一般会計の補正予算、これの10款の教育費、2目の文化財保護費の中で補正されております61万1,000円のうち、説明のほうを見ると、ジオパーク構想推進事業費、これが52万4,000円とあります。

それでちょっと、これについて聞きたいんですが、これと合わせて、これは文化振興課、糸井課長の所管になるかと思うんですが、いろいろちょっと広げて聞かなくちゃならないと思うので、御了承いただきたいと思います。

まず、何か月前ですか、三、四カ月前に、ジオパークの国の指定か何かを受けるのに、千葉のほうに審査会に行きましたよね。それで落ちたという話で、落ちたというか、受からなかったということでございますけど、その内容について、なぜ落ちたのか、その辺について、ちょっと一言御説明をいただきたいと思います。

それから、ジオパークについてなんですが、私はこれは以前から余りジオパークは肯定的ではないんですが、今回いただいたこの平成28年度の決算書の中には、去年もジオパーク関係で830万円ぐらい予算とってありますよね。これをやっていて、最終的には国の認定を受けるのはもちろんでしょうけども、本当に世界の、山あげ祭じゃありませんけれども、そこまでの認定を受ける気でやっているのか。

冒頭、私が言いましたように、文化振興課はこのジオパークも今やっているわけですね。それから烏山城の600年の築城についてのあれも進めている。それから長者ヶ平も進めている。

そのほかに、資料館が今ないわけですね。うちの市にはね。その資料が、これは旧烏山郷土資料館の分が七合中学校、同じく旧南那須の民俗資料館の資料も七合中にほとんど眠っている状態だと思うんですが、こういう資料、今までの飾ってあった、展示されていた郷土資料、民俗資料、それから長者ヶ平とか烏山城とか、それから今度また新たにジオパークっていうことなんですが、これ全部、最終的な目標というのは、その目標といいますか、そういうのはきちんと掲げて決まっているんですか。何はどんなふうにするんだと。今私が言ったこのジオパークだってそうです。これは世界遺産の登録を目指すんだとか、それから烏山の築城にしても、どういう形で残すんだ。資料館については、私は前から、今、山あげ会館がこれからせっかくのですよ、去年、ユネスコ無形文化遺産登録に12月1日になった。それがせっかくの今度、初めての秋のシーズン、これが9月から来年の3月まで休館と書いてありましたね。お知らせ版には。

そういうことを考えると、何かみんなごっちゃごちゃになっていて、これは課長も本当に、みんな一生懸命やっているんだけども、それが全て最終的にどうやっていいのか、苦慮している部分があるんじゃないのかなと。

あわせて山あげ会館については商工観光課長が担当でしょうけども、そういう部分が何かごっちゃごちゃになっていて、それでいつも始まる時には、経済効果がある、ユネスコの無形文化遺産登録になれば多くの人に来てくれて経済効果がある、ジオパークもそうですよね。それから歴史資料館なんかもそうだと。全部そうなので、その辺のところがあればなんですけど、まず、あんまりぐたぐた言ってもしょうがないので、ジオパーク構想推進事業費、この52万4,000円、これはなぜ補正追加になったのか、この辺について聞きたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） お答えいたします。

まず、補正のジオパーク構想推進事業52万4,000円の増額でございます。こちらにつきましては、まず大きな原因としまして、10月25日から3日間にわたり、秋田県のほうで日本ジオパーク協議会のほうの全国大会がございます。こちらに参加するための旅費、費用負

担金等々でございます。

それにつきまして、当初でも計上してはおりましたが、当初2名で計上しておりましたところ、諸般の事情により2名では足りないということで、事務局、それから委員を含め10名で参加することにしております。それにつきましての旅費等でございます、その増額が9万5,000円の増額になっております。

それから、当初、電車を利用する予定で計上しておりましたが、バスに振りかえることによりまして、バスの運転委託料やガソリン代、それから高速の使用料等を含めまして、増額しております。

それともう一つ大きいのは、消耗品でございます、ジオパークの推進していく中で、ガイドツアー用のスタッフジャンパー、これと、それからパンフレットの増刷、それからのぼり旗、この辺をそろえようということで、消耗品で2万9,000円、印刷費で13万5,000円を載せております。合計しまして52万4,000円の補正増額ということになっております。

○議長（渡辺健寿） 久保居議員。

○9番（久保居光一郎） 私は今、経済建設常任委員会に所属しているんですが、先月、群馬県の下仁田町に行きまして、やはりジオパーク、これは指定を受けているんですね。

（「行財政改革」の声あり） ああ、ごめんなさい、行財政改革の視察で行ったんですが、下仁田は廃校になった小学校全体を展示場といいますか、それにして、化石とか、それから石ですね。あんまり私、石の種類はわかりませんが、花崗岩とか御影とかというようなあれも案内をしていただいて随分見たんですが、そこには館長が1名、それから町の職員が2名、臨時職員が2名、そして1人、ジオパークのボランティアガイドが1名という、たしか五、六名の体制でやっていると。

ですから、私はどのくらい維持費、人件費を含めて、その維持費がかかるのかというのは聞いてはこなかったんですが、大体推定すれば年にやっぱり、その廃校の学校を維持管理するだけで人件費も含めて3,000万円ぐらいはかかっているのかなと。まだもちろん、うちよりも早く、平成何年だったかな、22年あたりから始まっているのかな、ずっとやっているんですけども、まだ世界遺産のあれはとれていないということでした。

そういうのも見て、私たちは行って見せていただいたんですが、私たちが見ている間にたしか一人も……、1人ぐらい来たのかな。誰も来ないですね。その施設を見には。ですから、そういうことを考えると、これは本当にジオパークが最終的に世界遺産を目指すんだとか、そういう腹が決まっているのかどうか。ただ何かだらだらやっていたのでは仕方ないので、私はやっぱりもう一度、今やっつけてくださっているこういうジオパーク関係のボランティアも含めた事業をやっている団体におろして、そこからもう一度積み上げていったほうがいいんじゃないの

かなと思うんですが、その辺に関してどう思うのか。

それから、文化振興課所管の、先ほど申しましたように、これもやらなくちゃならない、烏山城のあれもどういうふうに落としどころというか、最終目標はどうなっているんだ、それから資料館も、繰り返しになりますけれども、山あげ会館の今回の改修に合わせて、一緒に資料館をそこに入れたらどうかなという提案をしているんですけど、どうもそれは受け入れていただけないようでありますけれども、その資料館なんかの資料も眠って、七合中学校だけに置いておいてもしょうがないでしょう。

こういうものも合わせて、どういうふうに課長は考えておられるのか。これは課長の一存ではいけないと思いますけれども、その辺の課長自身も困惑といいますか、どうしようかなというふうに頭をひねっているところ、あるかと思うんですが、その辺についてお伺いしたい。

それから、これは関連で申しわけないんですが、山あげ会館も、先ほど申しあげましたように去年の暮れにユネスコ無形文化遺産登録になって、初めての秋ですよ。観光の秋なんですけど、9月から来年の3月まで休館するわけですよ。それはそれで、私は時期的には本当にまずいなと思っていますけれども、どれだけのユネスコ無形文化遺産登録になってから入館者がふえているのか、その辺についてもちょっとお聞かせいただければなというふうに思います。

まず文化振興課の課長、それから商工観光課の課長、そしてあとこの落としどころと言っちゃ失礼ですけども、ジオパーク、それから烏山城の600年の記念、それから歴史資料館等々の経済効果とか、それから最終的な構想の行き着く目標、それについて市長も当然、描かれてやってきたのかなと思いますので、その辺のことは最後に市長にお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺健寿） 糸井文化振興課長。

○文化振興課長（糸井美智子） ジオパークについて申し上げます。

まず、ジオパークにつきましては、世界遺産ということじゃなくて、この市で進めておりますジオパーク構想の目標、今のところの目標は、日本ジオパーク協議会の加盟でございます。これはいわゆる任意の団体で、これをやったからといって補助金があるとかそういうものではなく、今のところございません。

5月21日に、日本ジオパーク委員会においてこの協議会の加盟への公開プレゼンテーションということで行ってまいりました結果は、既に皆さん御存じのとおり、認定見送りということで、これについてのまさに結果通知というのが来ていまして、それを抜粋して申し上げますと、まず、ジオパークの領域、範囲、地質遺産の科学的価値、それからジオサイトの保全状況と保全活動、それからジオサイトの情報等その発信体制、運営体制、その活動実績、成果、地域及び学校における環境教育、それからジオツーリズムに関する企画ガイド体制ジオパークと関連する経済活動、防災減災活動等々、これ全てにおいてまだ準備が整っていない段階ですと

いうふうなことを審査結果としていただいております。

ただ、ちょっとつけ加えて申し上げますと、すぐれている点というところを書き添えていただいています、前にも申し上げました学校教育のほうでやっておりましたシモツケコウホネで関係の環境整備に対する保全活動、こちらについては継続性に関して重要な動機につながるということで、すぐれているということで一部つけ足しをいただいているところです。

この辺を踏まえまして、このジオパーク構想につきまして、今後、続けてやっていくということで、市長のほうのお話もございましたが、担当している私どもとしては、「ローマは一日にして成らず」と言いますが、それにもとても手が届かない、まだまだ先のことかなというふうに考えております。

今後につきましては、協議会と、それから皆さんと相談して進めていきたいと考えております。ことしにつきましては、先ほどの全国大会、それから各関東ブロック大会等々ございまして、そちらのほうに積極的に参加していくというふうなことで進めております。また、ちまたの団体等も随分積極的に活動していただいておりますので、その辺の芽を摘むことのないように対応したいと考えております。

それから、懸案になっております資料館、順番ちょっとあれですが、資料館につきましては、資料館の構想というか、でき上がったのが凍結というんですか、その状態になっております。これは随時、情勢を見ながら検討していかなければならないと思います。議員おっしゃるとおり、旧七合中学校と、あと旧熊田小学校のほうに、そちらのほう、掘り上げたものがかわいそうな状態であるところがあります。その辺も私、ここの担当になって初めて知ったことですが、それも積極的に携わらなければいけないと思っております。

烏山城跡につきましては、烏山城の史跡、国指定の史跡を目指すということで調査を進めているところでございまして、今回も補正で若干入っているんですが、調査を進めて、最終的には平成33年を一応目標としております。そこで国史跡の申請ができればなということで、担当のほうで一生懸命やっているところでございます。こちらにつきましては、国の補助金が充当できますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、長者ヶ平のほうにつきましては、既に国史跡になっておりますが、史跡になった以上、保存・活用というのがございますので、積極的に活用していきたいと思っております。ちなみに、10月に入りまして、整備した多目的広場で子供さんを対象にしたイベントを考えているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 石川商工観光課長。

○商工観光課長（石川 浩） 山あげ会館の入館者数でございますが、昨年12月の登録

以降、月によってばらつきはありますが、おおむね4月、5月ぐらいまで大体2割から3割増加してございます。ちなみに6月は、ことしの6月は932人、去年の6月が570人ですので、こちら辺は約4割から5割近い数字が伸びてございます。

ただ、7月の祭典が、お祭りがあった時期なんですけど、7月については本年は1,893人、昨年が2,226人なので、天候の関係もあるかもしれませんが、330人ほど減ってしまったというような状況でございます。

あと、19日から閉館して3月下旬ごろまで閉館予定です。2階の展示室等については、改修後につきましては、今現在、文化振興課と話をしながら、何か展示できるものということで検討はしておりますので、そこら辺は山あげ関係の部分が展示できればいいかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（渡辺健寿） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） ジオパーク並びにそういう地域の活性化関連で御質問ございましたけれども、このジオパーク構想でございますけれども、今、那須烏山市は日本ジオパークの正会員を目指しているわけでございます。ジオパーク構想を立ち上げながら、官民挙げた協議会を立ち上げてまして、それを目指して今いろいろと尽力をしているということでございます。

ジオパークということでございますから、那須烏山市ジオパークは、那須烏山市の「大地の公園」ということが直訳で訳されます。すなわち今、那須烏山市は市内を14サイトに分けておりまして、14サイトいずれも市内全域にそういった歴史、そういった文化遺産、そういったところも含めてジオパーク構想の一環に掲げています。烏山城もその1つでございます。いってみれば、そういった地域の歴史文化遺産、それをさらに磨いていくことがジオパーク構想の原点だろう、このように思っています。

そのようなところから、今後、ジオパーク構想の中で正会員を得るための努力の経過の中で、ジオ関連商品であるとか、あるいは子供たちの教育の向上であるとか、そういったところを那須烏山市の売り物にして、そういった正会員を目指しながら地域の活性化に結びつけていくと、そういったところが基本的なジオパークの理念だろうと、このように思います。

なお、資料館等のことにつきましては、山あげ会館は資料館の企画展をやるというようなことで考えておりますので、そういった山あげ会館の活用も大いにこの資料館と連携を組み合わせながらやられるものと、このように考えています。

○9番（久保居光一郎） 結構です。

○議長（渡辺健寿） いいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、第1号議案から第6号までの6議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第1号 平成29年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第3号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第4号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第18 議案第5号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第19 議案第6号 平成29年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第14号 平成28年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（渡辺健寿） 日程第20 議案第14号 平成28年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第14号 平成28年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成28年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成28年度水道事業決算書の当年度純利益は7,245万6,370円でありますが、この約1割相当となる720万円を減債積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高2億8,862万8,132円から、減債積立金を差し引いた2億8,142万8,132円を次年度へ繰り越すものであります。

慎重に御審議をいただきまして、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ちょっと今、私、聞き漏らしたかもしれませんが、現在の減債積立

金、これは担当課長さん、行財政報告書の297ページを見ますと、540万円と、これが現在高なんでしょうか。

それで、それにさらに今回、720万円を積み足すと1,260万円になるわけなんですけど、これでよろしいんでしょうか。

○議長（渡辺健寿） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） はい。中山議員の御指摘のとおりでございます。

○15番（中山五男） 了解。

○議長（渡辺健寿） よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑はほかにないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第14号 平成28年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第21 認定第1号から、日程第29 認定第9号までの平成28年度那須烏山市一般会計決算の認定、国民健康保険特別会計決算の認定、熊田診療所特別会計決算の認定、後期高齢者医療特別会計決算の認定、介護保険特別会計決算の認定、農業集落排水事業特別会計決算の認定、下水道事業特別会計決算の認定、簡易水道事業特別会計決算の認定、水道事業会計決算の認定は、いずれも平成28年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第21 認定第1号 平成28年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第22 認定第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第25 認定第5号 平成28年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第26 認定第6号 平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第27 認定第7号 平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第28 認定第8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第29 認定第9号 平成28年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（渡辺健寿） よって、認定第1号から認定第9号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました認定第1号から認定第9号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成28年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

平成28年度は、市総合計画「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」実現のため、後期基本計画の施策実現を目指し、持続可能な財政基盤の確立を図るため、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本としながら、予算の執行に当たってまいりました。一般会計当初予算114億8,400万円の予算編成を行い、市民の安心安全を柱とした福祉、

環境、教育など、市民目線、市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

さて、平成28年度の決算状況がまとまりましたので、御報告申し上げる次第でございます。

歳入では、自主財源の柱であります市税収入については、固定資産税の伸び等によりまして増額となっているものの、地方交付税につきましても、平成28年度から普通交付税の合併算定替の縮減が開始された影響もございまして、前年度を下回る結果となったところでございます。歳入においては、今後さらなる自主財源確保のために、税の収納対策等になお一層、努めてまいります。

歳出では、地域防災計画上の指定避難所機能を兼ね備えた武道館整備事業や、ユネスコ無形文化遺産、烏山の山あげ行事のおもてなし拠点として、山あげ会館施設整備事業、市の玄関口であるJR烏山駅前広場の整備、さらには南那須中学校施設整備事業を初め、道路整備等にも取り組んでまいりました。

長引く景気の低迷や少子高齢化の進展等、人口減少問題など、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。今後は中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づきながら、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を行ってまいります。

平成28年度一般会計の決算状況は、次のとおりであります。

歳入総額126億4,036万5,667円、歳出総額120億3,667万6,320円、歳入歳出差引額6億368万9,347円、翌年度へ繰り越すべき財源3,693万5,000円、実質収支額5億6,675万4,347円。決算処分といたしまして、財政調整基金への積立額1億4,500万円、庁舎整備基金への積立額1億4,500万円、平成28年度の純繰越金2億7,675万4,347円であります。予算額に対する執行率は、歳入で99%でありまして、歳出では94%でございます。

歳入歳出の状況につきまして、主たる内容を御説明申し上げます。

まず、歳入についてでございます。市税は、31億4,856万7,000円。対前年比9,473万5,000円、3.1%の増額となりました。これは、償却資産の伸びによる固定資産税の増収などが要因でございます。

また、ゴルフ場利用税交付金は、対前年比5.8%の増、自動車取得税交付金は3.7%の増額となっております。

一方で、地方消費税交付金につきましては、対前年比6,752万6,000円、12.5%の減額となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税が合併算定替の縮減措置が開始されたことや、基準財政収入額が伸びたことなどから、対前年比1億8,866万2,000円、4.4%の減額で

あります。

特別交付税は、対前年比3,655万2,000円、6.2%減となり、総額で46億6,668万8,000円、対前年比2億2,521万4,000円、4.6%の減額となりました。なお、本市におきましては、合併団体のために、平成27年度までの10年間、特例措置といたしまして、一本算定と合併算定替を比較いたしまして有利な額が交付されておりました。

国庫支出金は、地方創生関連といたしまして、平成27年度から平成28年度へ繰越明許費として計上いたしました地方創生加速化交付金や、社会福祉費、児童福祉費関係の国庫負担金の増により、対前年比3,907万9,000円、3.1%の増額となりました。

財産収入は、旧江川小学校の跡地売却収入の増額により、対前年比4,150万8,000円、130.4%の増額となりました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額により、対前年比1,787万2,000円、615.0%の増額であります。

繰入金は、財政調整基金等の取り崩しの増額などにより、対前年比562万2,000円、1.4%の増額となりました。

市債は、合併特例債の発行額を抑制したことなどによりまして、対前年比9,460万円、12.3%の減額でございます。

次に、歳出を申し上げます。1款議会費は、議員共済会負担金の減によりまして、対前年比1,337万円、8.4%の減額であります。

2款総務費は、庁舎整備基金積立金の減などにより、対前年比1億8,156万7,000円、12.3%の減額であります。

3款民生費は、年金生活者等支援臨時福祉給付事業の増額によりまして、対前年比1億3,386万7,000円、3.8%の増額となりました。民生費につきましては、全体の30.5%を占めておりまして、総額で36億6,585万3,000円であります。

4款衛生費は、し尿処理に係る広域行政事務組合の負担金や、浄化槽設置整備費が減額となったことから、対前年比5,471万1,000円、3.8%の減額であります。

6款農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業や、農村環境改善センター施設整備事業の減により、対前年比1億7,457万円、30.8%の減額となりました。

7款商工費は、企業誘致事業費や山あげ会館施設整備費の増により、対前年比8,917万6,000円、20.6%の増額であります。

8款土木費は、対前年比3,606万3,000円、4.2%の減額でございますが、繰越事業の2路線、滝愛宕台線、田野倉大金線についても事業実施をいたしました。合併特例債を活用した道路整備は、繰越分を含め7路線、辺地対策事業債について1路線に取り組んでまいり

ました。

9款消防費は、広域行政事務組合の負担金の増により、対前年比1,752万2,000円、3.1%の増額となりました。

10款教育費は、武道館施設整備費の増額により、対前年比2億2,937万9,000円、15.0%の増額となりました。

11款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費の減により、対前年比2,142万9,000円、89.4%の減額となりました。

12款公債費は、元利償還金が14億5,885万8,000円、対前年比1,008万9,000円、0.7%の増額となりました。

なお、平成29年3月31日現在の市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況につきましては、決算書附属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりでございます。

認定第2号 平成28年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

本市の国民健康保険の財政運営は、毎年厳しい状況が続いておりまして、平成27年度末には財政調整基金が枯渇する見込みとなったために、平成28年度に8年ぶりに国保税率の改定を行わせていただきました。平成28年度の国保の平均世帯数は、4,795世帯、対前年比62世帯減であります。平均被保険者数は8,404人、対前年330人減でございました。

国民健康保険特別会計には、事業勘定、診療施設勘定の2つの勘定がございます。まず、事業勘定から御説明いたします。

平成28年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が42億7,532万2,299円、歳出決算額が40億1,830万6,695円でございます。対前年比では、歳入が2.1%の増、歳出が0.2%の減となっております。

歳入歳出差引残額2億5,701万5,604円であり、このうち財政調整基金に1億5,000万円の積み立てを行いました。平成28年度は、財政補填分といたしまして、一般会計から6,691万6,000円、基金から2,000万円を繰り入れ、対前年度繰越金約8,160万円を計上いたしました。実質単年度収支は黒字に転じております。

歳入の主なものは、国保税のほか、国・県支出金、前期高齢者交付金及び繰入金等でありまして、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約60%を占め、続いて共同事業拠出金、後期高齢者支援金となっております。

今後も、平成30年度の新国保制度への円滑な移行に向け、さらなる国保財政の健全化を図るとともに、市民の健康増進を目指してまいりたいと考えております。

次に、診療施設勘定であります。歳入決算額8,000万5,201円、歳出決算額

6,159万4,589円でございます。歳入歳出差引残額は1,841万612円となりました。うち1,000万円を国保診療所運営基金に積み立てております。前年度との比較をいたしまして、歳入歳出とも3.4%の減となっております。

七合診療所の患者数は、3.9%ふえておりますが、診療収入は4.9%減少し、境診療所につきましては、患者数が10.2%の減、診療収入も13.2%減少いたしております。地域住民の医療の確保と健康増進のために、診療所の果たす役割は大きく、今後も各位の御理解と御協力を賜りながら、適正な運営に努めてまいりたいと思います。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問いたしまして、原案のとおりとの承認を得ております。

次に、認定第3号 平成28年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてであります。

熊田診療所は、僻地診療所といたしまして、地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めてまいりましたが、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着しているものと考えています。平成28年度の決算額、歳入決算額が6,280万5,581円、歳出決算額が4,751万5,888円。歳入歳出差引残額は1,528万9,693円でありまして、うち800万円を熊田診療所運営基金に積み立てました。前年度に比較いたしまして、患者数は1.7%、診療収入は4.3%減少していますが、決算剰余金は毎年度増額してありまして、安定した運営が図られております。

熊田診療所が地域の身近な医療機関といたしまして、地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまずに健全経営できるよう、さらに努めてまいる所存でございます。

認定第4号 平成28年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の施行から9年を経過いたしまして、被保険者の理解も深く、広く定着してきたところでございます。なお、平成28年度、2年ごとの保険料率の改定を見送り、平成29年度までの保険料率を据え置いております。

平成28年度の決算額は、歳入決算額が3億1,914万1,727円、歳出決算額が3億1,031万4,480円でございます。歳入歳出差引残額が882万7,247円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金でありまして、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金でございます。前年度に比較いたしまして、歳入が1.9%、歳出は1.7%の増となっております。補助金等活用による財源確保にも努めており、繰越金が年々増加いたしている状況でございます。今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携を図りな

がら、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

認定第5号は、平成28年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険は、第6期介護保険事業計画の2年目といたしまして、介護及び支援サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。平成29年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は、1,530名でありまして、そのうち1,287名の84.1%の方がサービスを利用しておりまして、在宅サービスの利用者が78.4%、施設サービス利用者は21.6%という状況でございます。

決算額につきましては、歳入決算額が26億2,914万5,426円、歳出決算額25億2,602万5,000円、歳入歳出差引残額1億312万426円でありました。このうち5,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が100.4%、歳出が96.5%であります。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。うち、介護保険料の収入済額は5億3,490万9,338円、収入未済額が754万2,136円。収納率98.4%であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金といたしまして交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、平成29年度に策定いたします介護保険事業計画に伴う調査業務委託であります。

保険給付費は、この介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等諸費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者の方を対象といたしました特定入所者介護サービス等費等であります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等と支出いたしております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

当市では、高齢者世帯や独居高齢者が増加しておりまして、在宅での生活が困難になる状況

にあります。高齢者の生活を支える多様なサービスが必要となってくることを踏まえ、県内でも他市町に先立ちまして、平成28年4月より総合事業を開始いたしております。それに伴い、予防給付の中の訪問・通所サービスについては、介護予防・生活支援サービス事業へ移行し取り組んでおります。

元気高齢者を対象とした一般介護予防事業では、市内各地に設置されたふれあいの里を中心に、地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めておりまして、平成29年3月末現在で11カ所設置されておりまして、今後もぜひふやしていきたい、このように考えております。

認定第6号ですが、平成28年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてであります。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善及び快適な水環境を保全するために、興野地区において平成12年1月に供用を開始し以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成28年度末現在の水洗化率は、88.52%であります。

平成28年度の決算額は、歳入決算額が5,982万9,714円、歳出決算額が5,491万5,011円、歳入歳出差引残額が491万4,703円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等でございます。

認定第7号は、平成28年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてでございます。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始いたしました。平成24年度に事業計画を見直し、烏山地区、南那須地区を合わせた全体計画を86.4ヘクタール削減し、249.6ヘクタールといたしました。そのうち、平成28年度末で179.8ヘクタールの整備が終了し、整備率は72.0%であります。

平成28年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。平成28年度の決算額は、歳入決算額が3億5,743万2,637円、歳出決算額が3億4,276万7,794円、歳入歳出差引残額1,466万4,843円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、南那須処理区における水処理センターの耐震補強工事、水処理センターの維持管理費及び建設事業に係る地方債の元利償還金等であります。建設改良は、烏山処理区における管渠新設工事、水処理施設等の修繕等であります。

認定第8号 平成28年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。建設改良は、老朽化による漏水対策といたしまして、上境地内の配水管布設替え工事を実施いたしました。

維持管理につきましては、向田簡易水道及び興野簡易水道の自家用発電設備や、向田簡易水道施設の電気設備等の点検を実施し、また、老朽化した興野簡易水道浄水場の警報装置交換工事を実施し、設備保全に努め、有収率は前年比3ポイント上がりまして、81.6%となっております。

決算額は、歳入決算額が1億1,753万7,491円、歳出決算額が9,329万2,716円、歳入歳出差引残額が2,424万4,775円でございます。歳入の主なものは、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等でありまして、歳出の主なものは、職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等でございます。

認定第9号は、那須烏山市水道事業会計決算の認定についてでございます。

建設改良では、水道水の安定供給を図るため、主要地方道宇都宮那須烏山線道路改良工事に伴う福岡地内配水管布設工事等を実施いたしております。また、水道施設更新事業は、老朽化した五郎山配水場の配水池屋根補修工事等を実施いたしました。

平成29年3月末までの営業実績でございますが、給水件数8,622件、給水人口2万2,123人、有収水量228万2,528立方メートル、1日最大配水量9,922立方メートル、水道料金収納率98.9%でございます。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益が5億2,790万5,230円、水道事業費用は4億5,544万8,860円であります。この結果、平成28年度純利益は7,245万6,370円となりました。

資本的収支は、収入額4,783万5,883円に対し、支出額が2億8,434万1,085円であります。差引不足額2億3,650万5,202円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、一括いたしまして、認定第1号から認定第9号まで、平成28年度の決算につきまして説明を申し上げます。何とぞ慎重御審議をいただきまして、御承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（渡辺健寿） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時35分

○議長（渡辺健寿） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

〔代表監査委員 瀧田晴夫 登壇〕

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田でございます。

初めに、私の不注意で議員各位の資料を差しかえる事態になりましたこと、おわび申し上げます。また、次の水道事業についても一部ミスプリがありましたので、申しわけございません。このようなことがないよう今後、十分注意いたしますので、御容赦のほどよろしく願いいたします。申しわけありませんでした。

では、地方自治法の規定に基づき審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について、審査した結果を報告いたします。なお、監査委員は、私と川俣監査委員でした。

お手元の平成28年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書をごらんください。

まず、1ページです。第1の審査の期間、これは平成29年7月11日から20日までのうち、7月11、12、18、19、20日の実質5日、市役所烏山庁舎及び南那須庁舎で実施いたしました。

2の審査の対象及び3の審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

4の決算の概要についてですが、先ほど市長から詳細な説明がありました。また、資料においても各会計ごとに詳細に記載してありますので、これらについては後ほどごらんいただくといたしまして、私からは簡潔に報告したいと思いますので、御了承ください。

2ページをごらんください。各会計の決算状況でございます。一番下に表が載っておりますが、一般会計及び特別会計ごとの歳入歳出総額及び差引残額が記載しております。歳入総額205億4,158万5,743円、歳出総額194億9,140万8,493円、差引残額10億5,017万7,250円となっております。

3ページをごらんください。一般会計の決算状況です。（1）の決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は、6億368万9,347円、ここから翌年度に繰り越すべき財源3,693万5,000円を差し引いた実質収支額は、5億6,675万4,347円となっております。この実質収支額のうち、2億9,000万円を財政調整基金及び庁舎整備基金に繰り入れているところであります。

（2）の財政運営の状況です。歳入について、歳入に係る表につきましては、次の4ページ、5ページに掲載しております。収入総額は126億4,036万5,667円で、調定額に対

する収納率は94.4%、収入未済額は7億1,714万7,274円、不納欠損額は3,618万5,363円。

歳入の主なものは、地方交付税及び市税でございます。市税につきましては、調定額に対する収納率は84.5%であり、また、不納欠損額が3,236万3,974円となっております。

国庫支出金の収入未済額につきましては、地方創生拠点整備交付金など平成29年度に繰り越すべき事業に充てられる財源でございます。

6ページをごらんください。歳出に係る表につきましては、6ページ、7ページに記載してございます。支出総額120億3,667万6,320円で、予算現額に対する執行率は94.4%、歳出の主なものは、民生費、教育費、衛生費、そのほか起債の元利償還分の公債費となっております。

7ページをごらんください。地方債の状況でございます。平成28年度の地方債の発行額は、6億7,140万円で、年度末の現在高は132億1,967万1,000円です。

8ページをごらんください。3の特別会計の決算状況でございます。

まず、(1)の国民健康保険特別会計でございます。歳入に係る表につきましては、8ページ、9ページに記載してございます。事業勘定の実質収支は、2億5,701万5,604円で、そのうち1億5,000万円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れております。収入済額42億7,532万2,299円で、調定額に対する収納率は95.5%。収入未済額は1億8,695万2,972円、不納欠損額は1,439万7,715円。

歳入の主なものは、国庫支出金、共同事業交付金、国民健康保険税、前期高齢者交付金です。

9ページをごらんください。歳出に係る表は、9ページと10ページに記載してございます。支出済額は40億1,830万6,695円で、予算現額に対する執行率は95.3%。

歳出の主なものは、保険給付費、共同事業拠出金です。

11ページ、お願いいたします。診療施設勘定の実質収支、これは1,841万612円で、そのうち1,000万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れております。

収入済額は8,000万5,201円で、調定額に対する収納率は100%。歳入の主なものは、診療収入でございます。

12ページ、お願いいたします。支出済額は6,159万4,589円で、予算現額に対する執行率は85.4%。歳出の主なものは、総務費、医療費となっております。

地方債の状況については、記載のとおりでございます。

13ページ、お願いいたします。熊田診療所特別会計でございます。歳入に係る表につきましては13ページ、歳出につきましては14ページに記載してございます。

実質収支は、1,528万9,693円で、そのうち800万円を熊田診療所運営基金に繰り

入れています。収入済額は6,280万5,581円で、調定額に対する収納率は100%。

歳入の主なものは、診療所診療収入、繰入金でございます。

14ページ、お願いいたします。支出済額は4,751万5,888円で、予算現額に対する執行率は92.5%。歳出の主なものは、総務費、医業費となっております。

15ページ、お願いいたします。後期高齢者医療特別会計でございます。歳入に係る表は15ページ、歳出に係る表は次の16ページに記載してございます。

実質収支は、882万7,247円です。収入済額は3億1,914万1,727円で、調定額に対する収納率は99.8%です。

歳入の主なものは、保険料、繰入金となっております。

続きまして、16ページ、お願いいたします。支出済額は3億1,031万4,480円で、予算現額に対する執行率は98.4%。歳出の主なものは、広域連合納付金となっております。

17ページ、お願いいたします。(4)の介護保険特別会計でございます。歳入に係る表につきましては17ページ、歳出は次のページの18、19ページに記載してございます。

実質収支は、1億312万426円で、うち5,000万円を介護保険財政調整基金に繰り入れています。

収入未済額は754万2,136円。不納欠損額124万7,100円。収入済額は26億2,914万5,426円で、調定額に対する収納率は99.7%。

歳入の主なものは、支払基金交付金、国庫支出金、保険料でございます。

続きまして、18ページ、お願いいたします。歳出についてでございます。支出済額25億2,602万5,000円で、予算現額に対する執行率は96.5%です。歳出の主なものは、保険給付費です。

20ページ、お願いいたします。(5)の農業集落排水事業特別会計でございます。歳入に係る表は20ページ、歳出については21ページに記載しております。

実質収支は491万4,703円です。

収入済額は、5,982万9,714円で、調定額に対する収納率99.8%となっております。歳入の主なものは、繰入金、使用料及び手数料でございます。

21ページ、お願いします。支出済額は5,491万5,011円で、予算現額に対する執行率は92.8%。歳出の主なものは、公債費、総務費です。地方債の状況については、記載のとおりでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。(6)の下水道事業特別会計でございます。歳入に係る表は22から23ページ、歳出に係る表は23ページに記載してございます。

実質収支は1,466万4,843円で、収入未済額199万75円。不納欠損額が27万

6,156円。収入済額は3億5,743万2,637円で、調定額に対する収納率は99.4%。歳入の主なものは、繰入金、地方債、使用料及び手数料となっております。

23ページをごらんください。支出済額は3億4,276万7,794円で、予算現額に対する執行率は96.6%。歳出の主なものは、公債費、事業費、総務費となっております。地方債の発行額は6,890万円で、年度末残額は25億8,122万4,000円で、前年度と比較して7,320万7,000円の減額となっております。

続きまして、24ページ、お願いいたします。(7)の簡易水道事業特別会計でございます。歳入に係る表は24ページ、歳出は25ページに記載してございます。

実質収支は2,424万4,775円です。収入未済額は56万6,909円。不納欠損額は15万4,590円。収入済額は1億1,753万7,491円で、調定額に対する収納率99.4%です。歳入の主なものは、事業収入、繰入金、繰越金となっております。

25ページ、お願いいたします。支出済額は9,329万2,716円で、予算現額に対する執行率92.3%です。歳出の主なものは、公債費、総務費となっております。地方債の年度末残高は、1億9,099万5,000円で、前年度と比較いたしまして4,328万4,000円の減額となっております。

続きまして、26ページ、お願いします。5の財産の管理状況でございます。公有財産、土地及び建物、山林の表は26ページに記載してございます。

公有財産につきましては、国から新地方公会計制度に基づく固定資産台帳整備が求められました。これに合わせて、区分の見直し及び地籍面積の精査を行ったため、前年度末現在高に変更が生じております。まだ年度中は企業誘致への対応として、旧江川小学校の土地及び建物の売却、長者ヶ平官衙遺跡用地及び辺地道路用地の取得により増減が生じております。

27ページ、お願いいたします。一般会計及び特別会計の基金の運用状況及び管理状況でございます。基金の表は27ページに書いてございます。

一般会計及び特別会計の基金の運用及び管理状況についてなんですが、自家用有償バス事業基金につきましては、烏山高部線の車両購入の財源として全額充当いたしました。このため、基金を廃止しました。

基金の運用につきましては、足利銀行を初め5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。なお、奨学基金及び地方振興基金の一部については国債で、財政調整基金の一部については地方債で運用しております。

28ページ、お願いいたします。審査結果及び意見についてでございます。まだ5カ月過ぎた程度で、ちょっと言うのもどうかと思いますが、一応内容について意見を述べさせていただきます。

市長から審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算について審査した範囲の結果は、適正かつ正確であり、予算の執行状況、事務処理についておおむね適正に執行されたと認めます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

一般会計についてです。歳入に係る財源の構成比率を見ますと、自主財源が35.6%、依存財源が64.4%であり、昨年より改善されたと見ることもできますが、依然、厳しい状況にあります。

収入未済額は国・県支出金を除き5億4,986万円余、不納欠損額は3,618万円余となっております。収入未済から不納欠損処分に至るまで、徴収可能時期を念頭に置いた訪問等のほか、差し押さえ処分など法的措置、負担能力の調査など大変、御苦勞されていると思います。

このような御努力にもかかわらず、市税収納率につきましては栃木県の平均収納率が93.8%に対し、本市は84.5%となっております。この数値は滞納繰越分を含めたものでありますので、場合によっては約15%の市民が納税していないというふうに誤解される可能性があるのではないかと思います。

収納率の実態は、当該年度分が約97%。ほぼ収納しております。ただ、滞納繰越分については10%を切るような状況であります。つまり滞納繰越分が全体を押し下げているということだと思います。特に市税の9割を占める固定資産税につきましては、数名の大口滞納者が滞納額の7割超という状況にあるようです。

なお、平成17年度からの徴収率を見ますと、最低は平成24年度の66.3%。このときの固定資産税の収納率は49.6%というようなことでした。それぞれの御努力と、あとは栃木県地方税滞納整理推進機構、こういうものが設立されて、この効果もあつたのかと思いますが、当時と比べるとかなり収納率はアップしていると思います。このようなことにつきまして、丁寧な説明と、必要に応じて、ちょっと不公平感はあろうかと思いますが、徴収不可能な分については不納欠損処分を検討してもよいのではないかと思います。

歳出については、経常経費の削減などに努めておられまして、新規事業の取り組みなどにより、前年度と比較すると増額となっております。

基金及び歳計現金等の公金につきましては、リスクを考慮した適切な対応がされているのではないかと思います。また、定期預金についても複数の金融機関による見積もり合わせなど、努力されていると思います。ただ、超低金利時代である現在では、高い運用益を得ることは困難と思いますが、引き続き安全性を確保し、効率的な資金運用をお願いしたいと思います。

特別会計についてでございます。収入未済額は1億9,770万円余、不納欠損額は1,608万円余となっております。また、一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運

営の会計も見受けられます。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するための収納と、特別会計の独立採算性の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

今後の財政状況についてでございます。先ほど報告2号で報告がありました。特に平成28年度の決算に係る健全化判断比率及び資金比率については問題ないと思います。ただ、先ほど平塚議員から質問がありましたように、じゃあ、県内でどの辺の位置なのかというようなお話でしたが、どちらかというよりは下のほうの順番にあるかなと思います。ですから、今までこれで現在は特に問題はないにしても、どうかなというような気がいたします。

また、本市が誕生してから10年余りが経過し、普通交付税について、合併による特例措置の算定替による縮減が始まっております。今後、人口減少、高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがございます。

一方、建物系やインフラ系、公共施設の老朽化・耐震化のため、長期にわたる多大な財政負担、さらに少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施策に係る負担も年々増加傾向にあります。財政力指数は、県内25市町中、下から3番目の本市においては、今後さらに効果的・効率的な財政運営が必要かと思っております。

市民協働の支援体制の構築についてでございます。市内を歩いてみますと、民間企業や個人が自発的に道路の清掃活動を行っている姿を見かけます。また、一部組織機関においては定数の削減や選挙に係る投票所の統廃合など、現状の見直しが進められております。

一方で、補助金の交付終了とともに業務活動が終了するというような状況も一部に見受けられます。厳しさを増す財政状況のもとでは、市民の自発的活動の促進や、これまで以上に効果的な市民との協働の仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

続きまして、公営企業会計への移行についてでございます。これは本市においては公営企業会計へ移行するというような意向のようですが、これは人口3万以上の団体については、平成31年度までに下水道事業及び簡易水道事業について、公営企業会計への移行が義務づけられているかと思っております。本市は人口3万未満の団体であるので、移行は任意とされておりますが、費用対効果を含め十分検討の上、計画的に対応していただきたいと思っております。

最後に、計画的な人材の育成・確保についてでございます。適正な業務執行の観点から、有資格者が必要とされている部門はもとより、公営企業会計など専門的知識が求められる部門における人材の育成・確保が必要ではないでしょうか。今後さらなる地方分権の推進や有資格者の退職も見据え、計画的な対応をお願いするものであります。

一般会計、特別会計についての意見は以上でございます。

続きまして、水道事業会計でございます。お手元の平成28年度那須烏山市水道事業決算審査意見書をごらんください。

これも私の不注意で記載ミスが生じたこと、おわび申し上げたいと思います。訂正をお願いいたします。3ページのア、この表でございます。一番下のところに「収入率」というふうな記載がございます。これにつきましては、これを「収納率」に訂正をお願いいたします。それと、次の4ページでございます。アの資本的収入のこの表の、やはり一番下の「収入率」を「収納率」に訂正、お願いします。

これはさきに報告いたしました一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書で「収入率」と「収納率」というのは前、混在しておりました。それで、いろいろ調べたところ、明確な定義はないんですが、収納率に統一したものを水道事業決算審査意見書のほうでも取り入れたわけでございますが、これにつき訂正漏れがありました。申しわけございませんでした。

では、意見書について説明いたします。1ページをごらんください。

審査は、平成29年7月3日に行いました。

2の審査の対象及び3の審査の方法は、記載のとおりでございます。

第4の事業の概要ですが、支出は従来どおり取水場8カ所、浄水場7カ所、配水場11カ所を稼働して事業を行っております。

水道料金の現年分の収納率は98.9%であり、5年ぶりに増加いたしました。これは先ほどの市税と違いまして、全14市で見ますとかなり上位と。たしか2位というふうに思います。

2ページをごらんください。事業実績については、表に記載のとおりでございます。給水人口2万2,123人。前年度と比較いたしまして342人の減であります。総人口普及率は、昨年同様80.6%。簡易水道の区域を除く給水人口普及率は96.7%で、ほとんどの市民が公営水道の供給を受けている状況であります。

有収率は67.8%で、類似団体の平成27年度の状況なんですが、81.0%を下回っております。前年度と比較して減少しておりますが、幹線道路や住宅団地のような大口漏水事故が原因と考えております。職員1人当たりの給水人口は4,425人で、前年度と比較して68人の減であります。類似団体の3,052人を上回り、少ない職員で対応していると言えると思います。

3ページをお願いします。予算の執行状況でございます。

収益的収入及び支出です。収益的収入は、予算額に対し99.7%の収納率。前年度と比較して約1,160万円の減収。減収の主な理由は、給水人口の減少及び大口利用者の利用停止だと思っております。

収益的支出は、予算額に対し94.0%の執行率。前年度と比較いたしまして約2,750万円の減少。主な要因は、減価償却費及び支払利息の減少というふうに考えております。

4ページをごらんください。資本的収入及び支出です。資本的収入は、予算額に対し102.4%の収納率。前年度と比較して約300万円の減収。減収の主な要因は、簡易水道分の企業債の元利償還に係る一般会計からの繰入金の減少と考えています。

資本的支出は、予算額に対し98.6%の執行率。前年度と比較いたしまして約5,700万円減少。主な要因は、企業債の償還が平常ベースになったことと、建設改良事業の減少だと思えます。

5ページをごらんください。資本的収支状況です。

資本的収入が資本的支出に不足した額につきまして、過年度分損益勘定留保資金で補填した結果、内部留保資金残高は10億4,700万円余となりました。詳細は表をごらんください。

6ページをごらんください。経営状況でございます。当年度の純利益は7,245万6,370円で、水道事業に係る収益5億2,790万5,230円から、費用4億5,544万8,860円を差し引いたものです。当期純利益につきましては、先ほどの議会において第14号議案として議決されましたので、約1割に当たる720万円を減債基金として積み立てることになります。

(1)の収益内容です。営業収益は4億8,433万6,728円で、そのうち98.3%が給水収益となっております。営業外収益は4,327万5,169円で、そのうち83.7%が長期前受金戻入です。特別利益は、賞与引当金及び貸倒引当金の戻入益です。適正な科目に変更したものです。詳細は表をごらんください。

7ページをごらんください。(2)の費用内容です。営業費用は、3億9,014万5,852円で、そのうち63.5%が減価償却費。営業外費用は6,530万3,008円で、ほとんどが支払い利息及び企業債取扱諸費となっております。特別損失はございません。詳細は表をごらんください。

続きまして、8ページをごらんください。営業費率です。業務活動に伴う営業・営業外、全体という区分ごとの指標でございます。全て100%以上であるので、問題はないかなと思えます。

なお、類似団体と同時期で比較しても見劣りするものではなく、むしろ本業である営業収支で類似団体を上回っていることは言えるかなと思っております。また、毎年、指標が上昇していることは、業績の向上と見ることができると思います。詳細は表及び記述をごらんください。

9ページをごらんください。財政状況です。資産は57億272万4,205円で、前年度と比較して減少。負債は33億8,671万579円で、前年度と比較して減少。資本は23億1,601万3,626円で、前年度と比較して増加しております。

(1)の資産です。詳細につきましては、10ページに表を記載してあるので、こちらをご

らんください。固定資産は46億2,904万7,054円で、主なものは構築物、約これが8割、84%と、あと機械装置7.3、建物5.9%となっております。

前年度と比較して2億2,312万3,807円減少しております。主な要因は、減価償却によるものだと思います。

なお、来年度以降、損益計算に影響を及ぼさないようにするため、平成28年度中の振り替え漏れの209万円について、29年度に建設仮勘定から構築物に振りかえました。

流動資産は10億7,367万7,151円。主なものは現金預金でございます。

11ページをごらんください。(2)の負債でございます。詳細は12ページの表に記載してございます。

固定負債は24億6,725万9,436円で、1年を超えて償還期が到来する企業債でございます。前年度と比較いたしまして2億5,312万9,038円減少しております。新たな借入れがなかったため、償還分だけ減少するというところでございます。

流動負債は2億6,837万9,324円。ほとんど1年以内に償還期が到来する企業債でございます。

繰延収益は6億5,107万1,819円。長期前受金でございます。これは固定資産の取得または改良に伴い、交付された補助金等である長期前受金から既に収益とされた減価償却費見合いの分を除いた分が計上されております。

(3)の資本です。資本金は20億2,181万3,894円。前年度と比較いたしまして3,919万9,184円増加しております。要因は、簡易水道分の企業債の元利償還に係る一般会計からの繰り入れ、剰余金は2億9,419万9,732円。前年度と比較いたしまして7,245万6,370円の増。要因は、当年度の純利益でございます。

13ページ、お願いします。水道料金の未納状況です。水道料金の未納は、この表に書いてありますとおり545件、867万6,867円。未納者に対しましては、市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき整理を進めました。187件の給水停止通知を送付し、22件が執行に至りまして、年度末で14件が継続中でございます。平成16年度から25年度までの28件、約58万円について不納欠損処分をしたところでございます。詳細は表をごらんください。

14ページの(5)の財務比率です。水道事業の場合、施設の建設費の大部分を企業債で調達するという特殊性があるため、指標の範囲外、指標から外れたとしても即不健全ということではないと思います。なお、指標は望ましい方向にシフトしているのかなと思います。

まず、自己資本構成比率。これは総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、高いほど経営が安定すると言われております。固定資産対長期資本比率は、固定資産がどの程度、長

期資本で調達されているかを示す指標であり、低いほど望ましいとされております。

固定比率は、自己資本がどの程度、固定資産に投下されているかを示す指標で、100%以下が望ましいとされております。水道事業の場合、固定比率が100%を超えていても、固定資産対長期資本比率が100%を下回っていれば、長期的な枠内の投資が行われているということで、必ずしも不健全ではないというようなことが記載された書物がありました。

15ページ、ごらんください。流動比率でございます。流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払い能力を示す指標でございます。企業会計なんかだと一般に200%が望ましいというふうな話をされております。これは全国的に見ると企業の平均だと約150%が平均というふうなことが何か書いてあったような気がいたします。

続きまして、16ページ、ごらんください。資金状況です。キャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動に区分して表示したものです。キャッシュフロー計算書により、1事業年度における現金——現金等価物も含まます——の流れを知ることができます。業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がマイナスであり、比較的良好な経営状況と言われるパターンだと思います。

業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施による資金の流れを表示します。17ページに表が載っていますので、こちらをあわせてごらんください。

当年度純利益7,245万6,370円に、現金支出を伴わない減価償却費などを加算し、長期前受金の戻入額などを減算し、最終的に網かけの部分になりますが、2億8,874万8,331円となりました。

投資活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却による資金の流れを表示します。上水道整備のため、2,550万130円を減算し、水道加入金などを加算し、最終的に網かけのところになりますが、マイナス1,931万7,963円となりました。

財務活動によるキャッシュフローは、増資や減資による収支や、資金調達、返済に関する資金の流れを表示します。企業債償還のために2億5,681万2,876円を減算し、他会計からの出資を加算し、最終的にマイナス2億1,761万3,692円となりました。

業務活動によるキャッシュフローから、財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金加算額、下から3行目になりますが、5,181万6,676円が算出され、これに資金期首残高を加算した資金期末残高10億6,337万7,525円、これが最終的に出てくるわけなんですけど、この数字につきましては、この資料の10ページの流動資産の現金預金、この額と一致するはずなんです。

18ページ、ごらんください。審査結果及び意見です。審査に付された計算書類は、適正に

作成されており、また、実施した審査の範囲において計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。経営状況及び財政状況につきましては、確認した指標が望ましい方向にシフトしており、問題は見受けられませんでした。引き続き健全で安定した経営をお願いいたします。

水道料金の収納につきましては、県内で高位を維持しており、さらに5年ぶりの増加がありました。収納に係る御苦勞は多々あるかと思いますが、引き続きよろしくをお願いいたします。

今後、人口減少に連動し、収入減が予想される一方、有収率の向上の観点からも、老朽管更新事業は喫緊の課題と思われまゝ。水道料金の設定なども含め、実現可能な計画を作成し、目標年次の事業着手に遺漏のないようお願いしたいと思います。

水道事業の安定的な経営には、豊富な経験、知識や技能を有するスタッフが必要不可欠と思います。ベテラン職員の技術や知識の継承が懸念されているところ、若手職員を有資格者として育成したことは評価したいと思います。

なお、処理漏れが発生したことは遺憾ではありますが、これに気づき適正に対応したことは、日ごろの研さんの賜物であり、評価に値するものと思います。さらなる経営の効率化に資するため、このような職員の複数配置の検討をお願いし、私の全ての決算審査報告の結果の報告を終了いたしたいと思います。

不注意による記載ミスや、ふなれなためお聞き苦しい点があったかと思いますが、ありがとうございました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、提案理由の説明及び監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月8日に行いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、平成28年度決算の質疑については、9月8日に行うことといたします。

◎日程第30 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渡辺健寿） 日程第30 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第3号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める陳情については、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第31 意見書案第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について

○議長（渡辺健寿） 日程第31 意見書案第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

18番平塚英教議員。

〔18番 平塚英教 登壇〕

○18番（平塚英教） それでは、意見書案第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、趣旨を説明いたします。

現在、道路事業におきましては、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定によりまして、交付金事業の補助率等が50%から55%にかさ上げされておきまして、地方負担の軽減がなされている状況にあります。しかしながら、このかさ上げ措置は、平成29年度までの時限措置となっております。このかさ上げ措置が継続されなかった場合には、地方負担が増加して、道路整備の停滞を招きかねません。

したがって、道路整備事業に係る国の財政上の特別の措置に関する法律の補助率等のかさ上げ措置について、来年度以降も継続を図るように国に求めるために、意見書の提出を行うものであります。

何とぞ慎重審議の上、御可決、御決定いただきますようお願い申し上げまして、趣旨説明を終わります。

○議長（渡辺健寿） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第31 意見書案第1号 道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書の提出について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺健寿） 異議なしと認めます。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決し、内閣総理大臣及び関係大臣、衆参両院議長宛てに提出することに決定いたしました。

○議長（渡辺健寿） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は明日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

〔午後 4時28分散会〕